

市民の健康と安全を確保する  
環境の保全に関する条例

平成15年名古屋市条例第15号  
改正 平成17年名古屋市条例第39号  
改正 平成20年名古屋市条例第37号  
改正 平成23年名古屋市条例第43号  
改正 平成24年名古屋市条例第62号  
改正 平成30年名古屋市条例第7号  
改正 平成31年名古屋市条例第1号  
改正 令和 3年名古屋市条例第39号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）  
第2章 環境の保全に関する基本的施策  
（第6条－第13条）  
第3章 工場、事業場等に対する規制等  
第1節 大気汚染に関する規制  
（第14条－第24条）  
第2節 水質汚濁の防止（第25条－第27条）  
第3節 工場等に係る騒音等に関する規制  
（第28条－第36条）  
第4節 特定建設作業に係る騒音等に関する  
規制（第37条・第38条）  
第5節 営業等に係る騒音等に関する規制  
（第39条－第44条）  
第6節 悪臭の防止（第45条）  
第7節 化学物質の適正管理  
（第46条－第51条）  
第8節 土壌及び地下水の汚染に関する規制  
（第52条－第61条の2）

市民の健康と安全を確保する  
環境の保全に関する条例施行細則

平成15年名古屋市規則第117号  
改正 平成17年名古屋市規則第158号  
改正 平成18年名古屋市規則第173号  
改正 平成18年名古屋市規則第180号  
改正 平成21年名古屋市規則第115号  
改正 平成24年名古屋市規則第10号  
改正 平成25年名古屋市規則第15号  
改正 平成26年名古屋市規則第89号  
改正 平成27年名古屋市規則第70号  
改正 平成27年名古屋市規則第90号  
改正 平成30年名古屋市規則第54号  
改正 平成31年名古屋市規則第24号  
改正 令和元年名古屋市規則第11号  
改正 令和 2年名古屋市規則第123号  
改正 令和 3年名古屋市規則第45号  
改正 令和 3年名古屋市規則第78号  
改正 令和 4年名古屋市規則第19号  
改正 令和 4年名古屋市規則第113号  
改正 令和 4年名古屋市規則第125号  
改正 令和 6年名古屋市規則第2号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）  
第2章 工場、事業場等に対する規制等  
第1節 大気汚染に関する規制  
（第6条－第19条）  
第2節 水質汚濁の防止（第20条－第22条）  
第3節 騒音等に関する規制  
（第23条－第42条）  
第4節 化学物質の適正管理  
（第43条－第47条）  
第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制  
（第48条－第56条）  
第6節 地下水の採取に関する規制等  
（第57条－第75条）  
第3章 廃棄物等の焼却の制限  
（第76条・第77条）  
第4章 環境への負荷の低減に係る措置  
第1節 建築物に係る環境への負荷の低減  
（第78条－第82条）

名古屋市環境保全条例

第9節 地下水の採取に関する規制等

第1款 地下水の採取に関する規制

(第62条－第71条)

第2款 井戸設備の設置等の届出

(第72条－第75条の2)

第3款 地下水の採取の抑制等

(第76条－第78条)

第4款 地下掘削工事に関する措置

(第79条－第82条)

第4章 生活環境の保全に関する措置

第1節 廃棄物等の焼却の制限

(第83条・第84条)

第2節 生活排水による水質汚濁の防止

(第85条・第86条)

第3節 生活騒音の防止 (第87条－第89条)

第5章 環境への負荷の低減に関する措置

第1節 地球環境の保全のための

基本的な責務 (第90条)

第2節 建築物に係る環境への負荷の低減

(第91条－第97条)

第3節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(第98条－第102条)

第4節 自動車の使用に伴う

環境への負荷の低減

第1款 自動車公害対策の推進

(第103条・第104条)

第2款 自動車公害対策推進協議会

(第105条－第107条)

第3款 自動車の効率的な使用等

(第108条・第109条)

第4款 アイドリング・ストップ

(第110条－第113条)

第5款 自動車環境情報の周知 (第114条)

第5節 環境保全上健全な水循環の確保

(第115条・第116条)

第6章 市、市民及び事業者の

パートナーシップ (第117条－第120条)

第7章 雑則 (第121条－第128条)

第8章 罰則 (第129条－第134条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名古屋市環境基本条例(平成8年名古屋市条例第6号)の理念にのっとり、環境の保全に関する市、市民及び事業者の責

環境保全条例施行細則

第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(第83条－第85条)

第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷

の低減 (第86条－第99条)

第5章 雑則 (第100条－第105条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。)の施行

務を明らかにするとともに、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。）及び悪臭並びにこれらの活動に伴って生ずるその他の現象によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (3) 公共用水域 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (4) 排出水 工場又は事業場（以下「工場等」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 特定化学物質 その性状、使用状況等からみて、特に適正な管理が必要とされる化学物質（放射性物質を除く元素及び化合物をいう。）として規則で定めるものをいう。
- (6) 特定化学物質等 特定化学物質及び特定化学物質を含有する製品であって規則で定める要件に該当するものをいう。
- (7) 特定有害物質 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条第1項に規定する特定有害物質をいう。
- (8) 特定有害物質等 特定有害物質又は特定

に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定化学物質)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第1種指定化学物質とする。

(特定化学物質等の要件)

第3条 条例第2条第6号の規則で定める要件は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）第5条に規定するとおりとする。

有害物質を含む固体若しくは液体をいう。

(9) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。

(10) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。

(11) 温室効果ガスの排出 次に掲げる行為をいう。

ア 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、又は漏出させること。

イ 他人から供給された電気又は熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用すること。

ウ 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

（市の責務）

第3条 市は、この条例の定めるところにより、公害の発生源に対する規制及び環境への負荷の低減のために必要な措置を講ずるほか、市民及び事業者と連携して、公害の防止及び環境への負荷の低減に関する施策を実施するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、日常生活その他の活動において、公害を防止し、及び環境への負荷を低減するよう努めるとともに、市が行う公害の防止及び環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び環境への負荷を低減するため、自己の負担と責任において、必要な措置を講ずるとともに、市が行う公害の防止及び環境への負荷の低減に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、公害の防止及び環境への負荷の

（規則で定める温室効果ガスの排出）

第4条 条例第2条第11号ウの規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

(1) 他人から供給された水の使用

(2) 他人に委託して行う廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を言う。以下同じ。）の焼却

(3) その他間接的に温室効果ガスを排出することとなる行為として地球温暖化対策指針で定めるもの

第5条 削除

（改正 平成17年名古屋市規則第158号）

低減に関し、常に技術の研究及び開発に努め、最新の技術を導入する等最大限の努力をしなければならない。

(改正 平成17年名古屋市条例第39号により  
第3項削除)

## 第2章 環境の保全に関する基本的施策

(施策の有機的総合的な実施)

第6条 市は、環境の保全に関する施策を、常に公害の防止及び環境への負荷の低減に配慮して、有機的総合的に実施するものとする。

(都市の生活環境の確保)

第7条 市は、公害の防止及び環境への負荷の低減を図るため、都市施設の整備、緑化の推進等都市の生活環境の確保に努めるものとする。

(国との相互協力等)

第8条 市は、国及び他の地方公共団体と相互に協力し、広域的な公害の防止及び環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市は、他の市町村の区域内にある工場等から排出される大気、水質等を汚染する物質により、市民が被害を受け、又は受けるおそれがあるときは、その市町村とこれらの被害の防止に関する協定を締結するよう努めるとともに、当該工場等の設置者に対し、公害の防止に関する措置をとるよう要請し、及び公害の防止に関する協定を締結するよう努めるものとする。

(技術の研究及び開発等)

第9条 市は、公害の防止及び環境への負荷の低減に係る技術の研究及び開発を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。

(常時監視等)

第10条 市長は、市域における大気の汚染、水質の汚濁等の状況を常時監視しなければならない。

2 市長は、前項の規定による監視のほか、市域の環境の状況を把握するため、必要な測定調査を実施するよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の規定による監視又は測定調査の結果明らかになった事項を、速やかに、公表しなければならない。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年、議会に、環境の状況及び市が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

(助成等)

第12条 市は、中小企業者が公害を防止し、及び環境への負荷を低減するために行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずるものとする。

(率先行動)

第13条 市は、自らが事業活動を行う場合には、公害の防止及び環境への負荷の低減に資する行動を率先してとるよう努めなければならない。

### 第3章 工場、事業場等に対する規制等

#### 第1節 大気汚染に関する規制

(大気規制基準)

第14条 市長は、大気汚染物質（物の燃焼、合成その他の処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を排出する工場等で規則で定めるもの（以下「大気規制工場」という。）から排出される大気汚染物質について、当該大気規制工場及び大気汚染物質ごとにその許容限度（以下「大気規制基準」という。）を規則で定めるものとする。

2 市長は、大気規制基準を定め、又は改定す

### 第2章 工場、事業場等に対する規制等

#### 第1節 大気汚染に関する規制

(大気汚染物質)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める物質は、窒素酸化物（一酸化窒素及び二酸化窒素をいう。以下同じ。）とする。

(大気規制工場)

第7条 条例第14条第1項の規則で定める工場等は、燃料又は原料を燃焼し、又は処理する作業を行う工場等であって、窒素酸化物排出施設（別表第1の中欄に掲げる施設であって、その規模がそれぞれ同表の右欄に該当するものをいう。以下同じ。）を定格能力で運転する場合に使用される燃料及び原料の量を窒素酸化物の排出特性を勘案して重油の量へ換算（換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算した量に、別表第4の中欄に掲げる区分に応じて同表の右欄に掲げる係数を乗ずるものとする。以下同じ。）したものの合計が1時間当たり500リットル以上のものとする。

(大気規制基準)

第8条 条例第14条第1項の規則で定める許容限度は、1時間当たりの排出量について、別表第5に掲げる式によってそれぞれの大気規制工場について算出した窒素酸化物の量とする。

るに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。

(大気規制基準の遵守義務)

第15条 大気規制工場を設置している者は、当該大気規制工場から、大気規制基準を超えて大気汚染物質を排出してはならない。

(大気規制工場の設置の許可)

第16条 大気規制工場を設置しようとする者(大気規制工場以外の工場等を大気規制工場にしようとする者を含む。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 大気規制工場の名称及び所在地
- (3) 大気汚染物質の排出に係る施設の種類、構造及び使用の方法
- (4) 大気汚染物質の処理の方法
- (5) その他規則で定める事項

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る大気規制工場から排出される大気汚染物質が当該大気規制工場に適用されることとなる大気規制基準を超えないと認める場合でなければ、第1項の許可をしてはならない。

4 市長は、第1項の規定による許可をするに当たっては、大気の汚染を防止するために必要

(大気規制工場の設置の許可の申請)

第9条 条例第16条第2項の規定による申請は、大気規制工場設置許可申請書(第1号様式)によって行わなければならない。

2 条例第16条第2項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主要生産品目及び製造工程
- (2) 建物及び施設の配置
- (3) 大気汚染物質の総量

(許可等の通知)

第10条 市長は、条例第16条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して60日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る大気規制工場の施設が特殊であることその他の特別の理由により60日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

な限度において、条件を付することができる。

- 5 第1項の規定による許可を受けた者は、その許可に係る大気規制工場の設置の工事が完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 6 市長は、前項の規定による届出があった場合においては、その届出に係る大気規制工場が、第2項第3号から第5号までに掲げる事項及び第4項の規定による条件に適合しているかどうかを検査し、これらに適合していると認めるときは、その旨を認定しなければならない。

- 7 第1項の規定による許可を受けた者は、前項の規定による認定を受けた後でなければ、当該許可に係る大気規制工場の使用を開始してはならない。

(大気規制工場に係る経過措置)

- 第17条 一の工場等が大気規制工場となった際にその工場等を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)は、当該工場等が大気規制工場となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、前条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。

(大気規制工場に係る施設等の変更の許可)

- 第18条 第16条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第3号又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第16条第2項から第7項までの規定は、前項の規定による許可について準用する。この場合において、同条第5項中「設置」とあるの

(工事完了届)

- 第11条 条例第16条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、工事完了届出書(第2号様式)によって行わなければならない。

(認定等の通知)

- 第12条 市長は、条例第16条第5項(条例第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理したときは、その日から起算して30日以内に、当該届出をした者に対し、認定又は不認定の旨を通知するものとする。

(経過措置の届出)

- 第13条 条例第17条第1項の規定による届出は、大気規制工場使用届出書(第3号様式)によって行わなければならない。

第14条 削除

(改正 令和3年名古屋市規則第45号)

(施設等の変更の許可の申請)

- 第15条 条例第18条第1項の規定による許可を受けようとする者は、大気規制工場変更許可申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(準用)

- 第16条 第10条の規定は、条例第18条第1項の規定による許可の手続について準用する。

は「変更」と、同条第7項中「大気規制工場」とあるのは「大気規制工場の変更部分」と読み替えるものとする。

(大気規制工場に係る氏名等の変更等の届出)

第19条 第16条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその許可に係る大気規制工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(大気規制工場の承継)

第20条 第16条第1項の規定による許可を受けた者からその許可に係る大気規制工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該大気規制工場に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第16条第1項の規定による許可を受けた者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大気規制工場を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第16条第1項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(大気規制工場に対する改善命令等)

第21条 市長は、大気規制工場を設置している者が、第15条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該大気規制工場における大気汚染物質の排出に係る施設の構造若しくは使用方法若しくは大気汚染物質の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該大気規制工場の操業の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、第16条第1項の規定による許可を受けた者が、同条第4項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定によって許可に付した条件に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該大気規制工場における大気汚染物質の排出に係る施設の構造若しくは使用方法若しくは大気汚

(氏名等の変更等の届出)

第17条 条例第19条の規定による届出は、条例第16条第2項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書（第5号様式）によって、大気規制工場の廃止の場合にあっては廃止届出書（第6号様式）によって行わなければならない。

(承継の届出)

第18条 条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

染物質の処理方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該大気規制工場の操業の一時停止を命ずることができる。

(大気規制工場に係る許可の取消し等)

第22条 市長は、第16条第1項の規定による許可を受けた者が、第18条第1項の規定に違反したとき、又は前条の規定による命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第16条第1項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置している者又は前項の規定により大気規制工場の設置の許可を取り消された者に対し、当該大気規制工場の操業の停止を命ずることができる。

(大気汚染物質の測定等)

第23条 大気規制工場を設置する者は、規則で定めるところにより、当該大気規制工場から排出される大気汚染物質について測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、大気規制工場を設置する者が測定し、記録した結果について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(窒素酸化物の排出量の少ない機器の普及等)

第24条 小規模の業務用ボイラーその他の燃焼機器（以下「小型燃焼機器」という。）を設置しようとする者は、窒素酸化物の排出量の少ない機器を設置するよう努めなければならない。

2 市は、窒素酸化物の排出量の少ない小型燃焼機器に関する情報の収集及び提供並びに普及の促進に努めなければならない。

(大気汚染物質の測定等)

第19条 条例第23条第1項の規定による大気汚染物質の測定は、次に掲げる項目について行うものとする。

- (1) 窒素酸化物濃度
- (2) 残存酸素濃度
- (3) 温度
- (4) 排出ガス量

2 前項各号に掲げる項目に係る測定は、別表第6の左欄に掲げる窒素酸化物排出施設の区分に応じ、同表の右欄に掲げる測定方法により、同表の中欄に掲げる測定頻度で行うものとする。ただし、同表に掲げる測定頻度又は測定方法によることが困難な場合にあつては、別に協議するものとする。

3 条例第23条第1項の規定に基づく大気汚染物質の測定の結果の記録は、3年間保管しておかなければならない。

3 市長は、窒素酸化物の排出量の少ない小型燃焼機器の普及の促進に関する指針を定めるものとする。

4 市長は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

### 第2節 水質汚濁の防止

(小規模工場等を設置する者の責務)

第25条 排出水を排出する工場等で規則で定めるもの(以下「小規模工場等」という。)を設置する者は、当該排出水の汚染状態が化学的酸素要求量その他の規則で定める水の汚染状態を示す項目ごとに規則で定める許容限度を超えないよう努めなければならない。

(小規模工場等を設置する者に対する指導及び助言)

第26条 市長は、前条に規定する水の汚染状態を示す項目ごとの許容限度を超える排出水を排出し、又は排出するおそれがある小規模工場等を設置する者に対し、当該排出水の汚染状態について、前条に規定する項目ごとの許容限度を超えないよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

(建設工事における排水対策)

### 第2節 水質汚濁の防止

(規則で定める小規模工場等)

第20条 条例第25条の規則で定める工場等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業場(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場等をいう。次号において同じ。)以外の工場等

(2) 特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の工場等(次条で定める水の汚染状態を示す項目について、水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)の規定に基づき、上乘せ排水基準が適用されるものを除く。)

(規則で定める水の汚染状態を示す項目)

第21条 条例第25条の規則で定める水の汚染状態を示す項目は、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量とする。

(規則で定める水の汚染状態の許容限度)

第22条 条例第25条の規則で定める許容限度は、次の各号に掲げる項目について、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量 排出水1リットルについて160ミリグラム

(2) 窒素含有量 排出水1リットルについて120ミリグラム

(3) りん含有量 排出水1リットルについて16ミリグラム

第27条 建設工事に伴い、公共用水域に汚水又は廃液を排出しようとする者は、公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3節 工場等に係る騒音等に関する規制

(工場騒音等に係る規制基準)

第28条 市長は、騒音発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設として規則で定めるものをいう。以下同じ。）又は振動発生施設（工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動について、規則で規制基準を定めるものとする。

2 前項の規制基準は、騒音発生施設又は振動発生施設（以下「騒音発生施設等」という。）を設置する工場等において発生する騒音又は振動の当該工場等の敷地の境界線における大きさについて、昼間、夜間その他の時間の区分及び区域の区分ごとに定める許容限度とする。

3 第14条第2項の規定は、第1項の規定による規制基準を定め、又は改定する場合について

### 第3節 騒音等に関する規制

(騒音発生施設)

第23条 条例第28条第1項の著しい騒音を発生する施設として規則で定めるものは、別表第7に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

(1) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設

(2) 前号に掲げるもののほか、騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(振動発生施設)

第24条 条例第28条第1項の著しい振動を発生する施設として規則で定めるものは、別表第8に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

(1) 振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された地域内において工場等に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設

(2) 前号に掲げるもののほか、振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

(騒音又は振動に係る規制基準)

第25条 条例第28条第1項の規則で定める規制基準は、別表第9又は別表第10に掲げるとおりとする。

準用する。

(騒音等に係る規制基準の遵守義務)

第29条 騒音発生施設等を設置する工場等を設置している者は、当該工場等に係る騒音又は振動に係る規制基準を遵守しなければならない。

(騒音発生施設等の設置の届出)

第30条 工場等(騒音発生施設等が設置されていないものに限る。)に騒音発生施設等を設置しようとする者は、当該騒音発生施設等の設置の工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 騒音発生施設等の種類ごとの数
- (4) 騒音又は振動の防止の方法
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音発生施設等の配置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(騒音発生施設等に係る経過措置)

第31条 一の施設が騒音発生施設等となった際に工場等(その施設以外の騒音発生施設等が設置されていないものに限る。)にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が騒音発生施設等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音発生施設等に係る施設等の変更の届出)

第32条 第30条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、第30条第1項第3号又は第

(騒音発生施設等の設置の届出)

第26条 条例第30条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。

2 条例第30条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等の事業内容
- (2) 常時使用する従業員数
- (3) 騒音発生施設等の型式及び公称能力
- (4) 騒音発生施設等の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第30条第2項(条例第31条第2項及び第32条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音発生施設等の配置図並びに騒音発生施設等を設置する工場等及びその付近の見取図とする。

(経過措置の届出)

第27条 条例第31条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設設置(使用)届出書(第8号様式)によって行わなければならない。

(規則で定める変更の範囲)

第28条 条例第32条第1項の規則で定める範囲は、条例第30条第1項、第31条第1項又は第32

4号に掲げる事項の変更（同項第3号に掲げる事項の変更が規則で定める範囲内である場合又は同項第4号に掲げる事項の変更が当該工場等において発生する騒音若しくは振動の大きさの増加を伴わない場合を除く。）をしようとするときは、当該変更に係る工事の開始の日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第30条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（騒音発生施設等に係る計画変更勧告）

第33条 市長は、第30条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る騒音発生施設等を設置する工場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法又は騒音発生施設等の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

（準用）

第34条 第19条及び第20条の規定は、第30条第1項又は第31条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第19条中「その許可に係る大気規制工場」とあるのは「その届出に係る工場等に設置するすべての騒音発生施設等の使用」と、第20条第1項中「その許可に係る大気規制工場」とあるのは「その届出に係る工場等に設置するすべての騒音発生施設等」と、同条第2項中「分割」とあるのは「分割（その届出に係る工場等に設置するすべての騒音発生施設等を承継させるものに限る。）」と読み替えるものとする。

（騒音発生施設等に係る改善勧告及び改善命令）

第35条 市長は、騒音発生施設等を設置する工

条第1項の規定による届出に係る騒音発生施設等の種類ごとの数を減少する場合及びその数を当該騒音発生施設等の種類に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合とする。

（施設等の変更の届出）

第29条 条例第32条第1項の規定による届出は、騒音・振動発生施設の種類ごとの数変更届出書（第9号様式）又は騒音・振動の防止の方法変更届出書（第10号様式）によって行わなければならない。

第30条 削除

（改正 令和3年名古屋市規則第45号）

（氏名等の変更等の届出）

第31条 条例第34条の規定により準用する条例第19条の規定による届出は、条例第30条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更の場合にあっては氏名等変更届出書（第5号様式）によって、すべての騒音発生施設等の使用の廃止の場合にあっては廃止届出書（第6号様式）によって行わなければならない。

（承継の届出）

第32条 条例第34条の規定により準用する条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

場等において発生する騒音又は振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設等の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、第33条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで騒音発生施設等を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は騒音発生施設等の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(小規模騒音発生施設等に係る基準の遵守義務等)

第36条 相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして規則で定めるものを設置する工場等（騒音発生施設等を設置しているものを除く。）を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反する行為により周辺の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 第4節 特定建設作業に係る騒音等に関する規制

(特定建設作業の実施の届出)

第37条 特定建設作業（建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業として規則で定めるものをいう。以下同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

(小規模騒音発生施設等)

第33条 条例第36条第1項の規則で定める施設は、別表第11に掲げるとおりとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

- (1) 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの
- (2) 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置されている同法第2条第2項に規定する特定工場等に設置されるもの

- 2 条例第36条第1項の規則で定める基準については、別表第9に掲げる騒音の規制基準又は別表第10に掲げる振動の規制基準を準用する。

(特定建設作業)

第34条 条例第37条第1項の規則で定める作業は、騒音に係るもの（以下「騒音特定建設作業」という。）にあっては別表第12に掲げる作業とし、振動に係るもの（以下「振動特定建設作業」という。）にあっては別表第13に掲げる作業とする。ただし、次に掲げる作業を除く。

- (1) 騒音特定建設作業にあっては騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定す

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
  - (3) 特定建設作業の場所及び実施の期間
  - (4) 騒音又は振動の防止の方法
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施工する者は、規則で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- 3 前2項の規定による届出には、当該特定建設作業の場所の付近の見取図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(特定建設作業に係る改善勧告及び改善命令)  
 第38条 市長は、特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに規則で定める基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っ

- る特定建設作業、振動特定建設作業にあっては振動規制法第3条項1項の規定により指定された地域内において行われる同法第2条第3項に規定する特定建設作業
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの

(特定建設作業の実施の届出)  
 第35条 条例第37条第1項及び第2項の規定による届出は、特定建設作業実施届出書（第11号様式）によって行わなければならない。

- 2 条例第37条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (2) 特定建設作業の種類
  - (3) 特定建設作業に使用される別表第12又は別表第13に規定する機械の名称、型式及び仕様
  - (4) 特定建設作業の開始及び終了の時刻
  - (5) 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
  - (6) 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

- 3 条例第37条第3項の規則で定める書類は、特定建設作業の場所の付近の見取図及び特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものである。

(特定建設作業に係る改善勧告等の基準)  
 第36条 条例第38条第1項の規則で定める基準は、別表第14に掲げるとおりとする。ただし、同表4の項に掲げる基準は、同表1の項の基準を超える大きさの騒音を発生する騒音特定建設作業又は同表2の項の基準を超える大きさの振動を発生する振動特定建設作業について条例第38条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による命令を行うに当たり、1日における作業時間を同表4の項に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

ているときは、その者に対し、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音若しくは振動の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

- 3 第14条第2項の規定は、第1項の規定による基準を定め、又は改定する場合について準用する。

### 第5節 営業等に係る騒音等に関する規制

(拡声機の使用制限)

第39条 何人も、病院又は学校の周辺の地域その他の騒音を防止することにより周辺の生活環境を保全する必要がある地域として規則で定める区域内においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。

2 何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。ただし、拡声機の使用の時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合は、この限りでない。

3 何人も、前2項に規定するもののほか、拡声機を使用するときは、規則で定める場合を除き、拡声機の使用の時間及び場所、音量等に

(商業宣伝を目的とする拡声機の使用の禁止区域等)

第37条 条例第39条第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲50メートルの区域とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
- (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (4) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (5) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

2 条例第39条第1項の規則で定める場合は、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く。）であって周辺の生活環境を損なうおそれがないときとする。

(航空機から機外へ向けてする拡声機の使用に係る遵守事項)

第38条 条例第39条第2項ただし書の規則で定める事項は、別表第15に掲げるとおりとする。

(拡声機の使用の制限等)

第39条 条例第39条第3項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における広報その他公共のために拡声機を使用する場合

ついて、規則で定める事項を遵守しなければならない。

- (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動のために拡声機を使用する場合
- (3) 拡声機から発生する音が敷地の周囲に漏れることのない措置を講じた上で、当該拡声機を屋内で使用する場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、商業宣伝以外の目的のために一時的に拡声機を使用する場合

2 条例第39条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 午後7時から翌日の午前9時（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時30分）までの間は拡声機を使用しないこと。
- (2) 商業宣伝を目的として同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回使用するごとに10分以上休止すること。
- (3) 2以上の拡声機（携帯して使用する拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は、50メートル以上とすること。
- (4) 拡声機から発する音量が、当該拡声機の直下の地点から5メートル離れた地点において、別表第16の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる音量の範囲内とすること。

（飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守義務）

第40条 飲食店営業その他の営業であつて規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）を営む者は、規則で定める基準を超える騒音を発生させてはならない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による基準を定め、又は改定する場合について準用する。

（騒音の規制を受ける飲食店営業等）

第40条 条例第40条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 喫茶店営業
- (3) ガソリンスタンド営業
- (4) 液化石油ガススタンド営業
- (5) ボーリング場営業
- (6) バッティングセンター営業
- (7) ゴルフ練習場営業
- (8) テニス場営業
- (9) 遊泳場営業
- (10) アイススケート場営業
- (11) カラオケボックス営業

2 条例第40条第1項の規則で定める基準は、営業所の敷地の境界線における夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）の許容限度として、別表第17に掲げるとおりとする。

(飲食店等の利用者の義務)

第41条 飲食店営業等に係る施設を利用する者は、その利用に伴い発生する騒音により、周辺の生活環境を損なうことのないようにしなければならない。

(深夜における音響機器の使用の制限等)

第42条 静穏の保持を必要とする区域として規則で定める区域内において、規則で定める営業を営む者は、深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)においては、当該営業を営む場所(以下この条において「営業所」という。)において規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じた場合は、この限りでない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による区域を定め、又は変更する場合について準用する。

(作業に伴う騒音等に係る基準の遵守義務)

第43条 規則で定める作業を伴う事業を営む者は、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による基準を定め、又は改定する場合について準用する。

(深夜における音響機器の使用の制限区域等)

第41条 条例第42条第1項の規則で定める区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、次に掲げる地域とする。

- (1) 第1種低層住居専用地域
- (2) 第2種低層住居専用地域
- (3) 第1種中高層住居専用地域
- (4) 第2種中高層住居専用地域
- (5) 第1種住居地域
- (6) 第2種住居地域
- (7) 準住居地域

2 条例第42条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 飲食店営業
- (2) 喫茶店営業
- (3) カラオケボックス営業

3 条例第42条第1項の規則で定める音響機器は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カラオケ装置(伴奏音楽等を収録したビデオディスク、磁気テープその他これらに類するものを再生するなどし、これに合わせてマイクロホンを使って歌唱できるように構成された装置をいう。)
- (2) 音響再生装置(録音テープ、録音盤等の再生に係る機器、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音を再生する装置をいう。)
- (3) 楽器
- (4) 拡声装置
- (5) 有線ラジオ放送受信装置

(騒音の規制を受ける作業)

第42条 条例第43条第1項の規則で定める作業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 板金又は製かんの作業
- (2) 鉄骨又は橋りょうの組立て作業(建設の現場作業を除く。)
- (3) 金属材料の引抜き作業
- (4) 鍛造の作業
- (5) 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業

(営業騒音等に係る勧告及び命令)

第44条 市長は、第39条、第40条第1項、第42条第1項又は前条第1項の規定に違反する行為により、周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該違反行為をしている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、同項に規定する事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

### 第6節 悪臭の防止

(悪臭の防止)

第45条 工場等を設置している者は、事業活動に伴って発生する悪臭をみだりに排出し、周辺的生活環境に著しい支障を及ぼしてはならない。

2 市長は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の排出を防止し、必要な指導を行うための指針を定めるものとする。

3 市長は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

### 第7節 化学物質の適正管理

(化学物質適正管理指針の策定等)

- (6) 電動又は空気動力工具を使用する金属の研磨、切削又はびょう打ちの作業
- (7) 音響を発生する機器（楽器を含む。）の組立て、試験又は調整の作業
- (8) 内燃機関の試験又は調整の作業
- (9) 工業用ミシンを用いる作業
- (10) 木材の切削等の加工の作業
- (11) 原木、原紙、鉄材等重量物の積込み又は積降しの作業
- (12) 貨物の搬入又は搬出の作業
- (13) 建設用重機械を用いる作業（建設の現場作業を除く。）

2 条例第43条第1項の規則で定める基準については、別表第9に掲げる騒音の規制基準を準用する。

### 第4節 化学物質の適正管理

第46条 市長は、化学物質を取り扱う事業者が、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置等を示した指針（以下「化学物質適正管理指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、化学物質適正管理指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

3 市長は、化学物質の性状、取扱方法等に関する情報を収集し、及び提供するよう努めるものとする。

（化学物質の適正管理）

第47条 化学物質を取り扱う事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、その工場等における化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、化学物質の適正な管理に努めなければならない。

（特定化学物質の取扱量の把握、届出等）

第48条 特定化学物質等を取り扱う事業者のうち、規則で定める要件に該当する事業者であって、規則で定める工場等を有しているもの（以下「特定化学物質等取扱事業者」という。）は、化学物質適正管理指針に基づき、特定化学物質及び当該工場等ごとに、その特定化学物質の取扱量を把握しなければならない。

2 特定化学物質等取扱事業者は、規則で定めるところにより、特定化学物質及び当該工場等ごとに、毎年度、前項の規定により把握される前年度の特定化学物質の取扱量を市長に届け出なければならない。

（特定化学物質等取扱事業者の要件）

第43条 条例第48条第1項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下この節において「令」という。）第3条各号に掲げる業種に属する事業を営む者であること。

(2) 常時使用する従業員の数が21人以上であること。

2 条例第48条第1項の規則で定める工場等は、令第4条第1号イ又はロに掲げる事業所のいずれかに該当する工場等とする。

（特定化学物質の取扱量の届出）

第44条 条例第48条第2項の規定による届出は、毎年度6月末日までに、特定化学物質取扱量届出書（第12号様式）によって行わなければならない。

（市長が定める分類の名称による公表）

第45条 条例第48条第1項に規定する特定化学物質等取扱事業者は、同条第2項の規定による届出に係る特定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものであるとして、当該特定化学物質の名称に代えて、当該特定化学物質の属する分類のうち対応する化学物質の分類として市長が定めるものの名称をもって同条第3項の

- 3 市長は、前項の規定により届け出られた取扱量を集計し、公表するものとする。  
(特定化学物質等適正管理書の作成等)

第49条 特定化学物質等取扱事業者は、化学物質適正管理指針に基づき、工場等ごとに、特定化学物質等を適正に管理するための方法を記載した書面（以下「特定化学物質等適正管理書」という。）を作成するよう努めなければならない。

- 2 特定化学物質等取扱事業者のうち、規則で定める工場等を設置する者は、化学物質適正管理指針に基づき、当該工場等ごとに、特定化学物質等適正管理書を作成し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

規定による公表をすることを市長に請求することができる。

- 2 特定化学物質等取扱事業者は、前項の請求を行うときは、条例第48条第2項の規定による届出と併せて、対応する化学物質の分類の名称への変更請求書（第13号様式）を提出することによって行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の請求を認める場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の請求を認めない場合には、その旨を決定し、当該決定後、速やかに、当該請求を行った特定化学物質等取扱事業者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 前2項の決定は、第1項の請求があった日から30日以内にするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、市長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市長は、当該特定化学物質等取扱事業者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を通知しなければならない。

(特定化学物質等適正管理書の届出)

第46条 条例第49条第2項の規則で定める工場等は、その常時使用する従業員の数が21人以上である工場等とする。

- 2 条例第49条第2項前段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者の設置する工場等が前項に規定する要件に該当することとなった日から起算して6月以内に、特定化学物質等適正管理書届出書（第14号様式）によって行わなければならない。

- 3 条例第49条第2項後段の規定による届出は、特定化学物質等取扱事業者が当該工場等に係る特定化学物質等適正管理書を変更した後速やかに、特定化学物質等適正管理書届出書（第14号様式）によって行わなければならない。

3 前項の規定により特定化学物質等適正管理書を届け出た事業者は、周辺の住民等から求めがあったときは、当該特定化学物質等適正管理書の内容を説明するよう努めなければならない。

(事故による特定化学物質の排出時の措置)

第50条 前条第2項に規定する事業者は、同項に規定する工場等における事故の発生によって、特定化学物質が大気中若しくは公共用水域に排出され、又は地下に浸透することにより、人の健康又は周辺の生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれのあるときは、直ちに、特定化学物質の排出防止等の応急措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、事故の状況、講じた措置の概要その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において、当該事業者が同項に規定する応急措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(技術的な助言等)

第51条 市長は、特定化学物質等を取り扱う事業者による特定化学物質等の自主的な管理の改善を促進するため、当該事業者に対する技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第8節 土壌及び地下水の汚染に関する規制

(土壌汚染等対策指針の策定)

第52条 市長は、特定有害物質による土壌又は地下水の汚染により、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため、土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査、当該汚染の除去等の措置等を示した指針(以下「土壌汚染等対策指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、土壌汚染等対策指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(特定有害物質による土壌及び地下水の汚染の禁止等)

第53条 特定有害物質等を取り扱う事業者は、

(事故時の報告)

第47条 条例第50条第1項の規定による報告は、事故状況等報告書(第15号様式)によって行わなければならない。

2 条例第50条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事故の状況
- (2) 講じた措置の概要
- (3) 工場等の周辺における被害の状況
- (4) 再発防止のための措置の概要

### 第5節 土壌及び地下水の汚染に関する規制

特定有害物質等のみだりに飛散させ、流出させ、又は地下に浸透させてはならない。

- 2 特定有害物質等を取り扱う事業者は、特定有害物質等を適正に管理するとともに、特定有害物質等を取り扱う施設における特定有害物質等の飛散、流出及び地下への浸透の有無を点検するよう努めなければならない。

(汚染状況の調査等)

第54条 特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等(以下「特定有害物質等取扱工場等」という。)を設置している者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下「特定有害物質等取扱事業者」という。)は、当該特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地の土壤及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況を把握するよう努めなければならない。

- 2 市長は、特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認めるときは、規則で定めるところにより、当該特定有害物質等取扱事業者に対し、当該土地の土壤及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、土壤汚染対策法第3条第8項に規定する指定調査機関(以下「指定調査機関」という。)に土壤汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

(土地の形質の変更時の調査)

第55条 特定有害物質等取扱事業者は、その設置している特定有害物質等取扱工場等の敷地において、土地の掘削その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)であって、その対象となる土地の面積が規則で定める規模のものをしようとするときは、当該土地の形質の変更に着手する日までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更(盛土を除く。)に係る土地の土壤及び土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(汚染状況の調査等の命令)

第48条 条例第54条第2項の規則による命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 条例第54条2項に規定する調査の対象となる土地の場所及び特定有害物質の種類並びにその理由  
(2) 条例第54条第2項の規定による報告を行うべき期限

(土地の形質の変更時の調査の対象となる土地の規模)

第49条 条例第55条第1項の規則で定める面積は、500平方メートル以上3,000平方メートル未満とする。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第49条の2 条例第55条第1項及び2項の規定による報告は、土壤汚染等調査結果報告書(第16号様式)によって行わなければならない。

(土地の形質の変更時の調査の結果報告を要しない行為)

第49条の3 条例第55条第1項第1号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(2) 非常災害のために必要な応急措置として  
行う行為

2 前項の規定にかかわらず、特定有害物質等  
取扱事業者が同項に規定する調査をさせるこ  
となく、当該土地の形質の変更に係る土地を  
譲渡（借地の場合にあっては、当該土地の返  
還をいう。以下この項及び次項において同  
じ。）したときは、当該土地の譲渡を受けた  
者は、前項の例により、調査させて、その結  
果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、特定有害物質等取扱事業者（前項  
に規定する土地の譲渡を受けた者を含む。以  
下同じ。）が前2項の規定による報告をせず、  
又は虚偽の報告をしたときは、規則で定め  
るところにより、当該特定有害物質等取扱事  
業者に対し、その報告を行い、又はその報告  
の内容を是正すべきことを命ずることができる。

（調査計画書の作成等）

第56条 第54条第2項又は前条第1項若しくは第  
2項の規定に基づき、土壌及び地下水の特定  
有害物質による汚染の状況を調査させる場合  
にあっては、特定有害物質等取扱事業者は、  
あらかじめ、当該調査の実施に係る計画書（次  
項において「調査計画書」という。）を作成  
し、規則で定めるところにより、市長に届け  
出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のあった調  
査計画書の内容が土壌汚染等対策指針に照ら  
して不十分であると認めるときは、当該特定  
有害物質等取扱事業者に対し、期限を定めて、  
調査計画書の届出の内容を是正すべきことを  
勧告することができる。

(1) 次のいずれにも該当しない行為

ア 土壌を当該土地の形質の変更の対象と  
なる土地の区域外へ搬出すること。

イ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質  
の変更を行うこと。

ウ 土地の形質の変更に係る部分の深さが5  
0センチメートル以上であること。

(2) 農業を営むために通常行われる行為であ  
って、前号アに該当しないもの

(3) 林業の用に供する作業路網の整備であ  
って、第1号アに該当しないもの。

(4) 鉱山関係の土地において行われる土地の  
形質の変更

（土地の形質の変更時の調査の結果報告命令等）  
第49条の4 第48条の規定は、条例第55条第3項  
の規定による命令について準用する。この場  
合において、第48条中「条例第54条第2項」と  
あるのは「条例第55条第3項」と、「報告を行  
うべき期限」とあるのは「報告を行うべき期  
限又は報告の内容を是正すべき期限」と読み  
替えるものとする。

（調査計画書の届出）

第50条 条例第56条第1項（条例第57条の2第3項  
において準用する場合を含む。）の規定による  
届出は、調査計画書届出書（第16号様式の2）  
によって行わなければならない。

（大規模な土地の形質の変更時の調査の対象と

(大規模な土地の形質の改変時の調査)

第57条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が規則で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

2 第55条第1項ただし書の規定は、前項の土地の形質の変更について重用する。

(自主調査に係る報告等)

第57条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下「土壤汚染等調査」という。)並びに土壤汚染対策法第2条第2項に規定する土壤汚染状況調査以外の土壤及び地下水の特定有害物質による汚染の状況の調査(以下「自主調査」という。)を行った者は、その結果、当該自主調査に係る土地の土壤又は土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準(以下「土壤汚染等処理基準」という。)に適合しないことが判明したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長に報告しなければならない。ただし、当該土地の区域について土壤汚染対策法第14条第1項の申請があつた場合(当該申請に係る特定有害物質の種類が、当該自主調査の結果、土壤汚染等処理基準に

なる土地の規模)

第51条 条例第57条第1項の規則で定める規模は、3,000平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設(土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設をいう。以下この条において同じ。)が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地(同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。)の土地の形質の変更にあつては、900平方メートルとする。

(大規模な土地の形質の変更時の調査の結果報告)

第51条の2 条例第57条第1項の規定による報告は、特定有害物質等取扱工場等設置状況等調査結果報告書(第16号様式の3)によって行わなければならない。

2 条例第57条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況その他の土地の利用の履歴
- (2) 当該工場等における特定有害物質等の取扱いの状況
- (3) その他必要な事項

(土壤汚染等処理基準)

第52条 条例第57条の2第1項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土壤に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第18の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壤溶出量基準」という。)に該当すること。
- (2) 土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第19の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件(以下「土壤含有量基準」という。)に該当すること。

適合しないことが判明した特定有害物質の種類と同じである場合に限る。)はこの限りでない。

(3) 地下水に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壤汚染等対策指針で定める方法により測定した結果が、別表第20の左欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件（以下「地下水基準」という。）に該当すること。

(自主調査の結果報告)

第52条の2 条例第57条の2第1項の規定による報告は、自主調査結果報告書（第16号様式の4）によって行わなければならない。

(自主調査に係る結果報告命令)

第52条の3 第48条の規定は、条例第57条の2第2項の規定による命令について準用する。この場合において、第48条中「条例第54条第2項」とあるのは、「条例第57条の2第2項」と読み替えるものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、土地が次条第1項第2号又は第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、当該土地の土壤及び当該土地にある地下水の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染等対策指針で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

3 第56条の規定は、前項の規定による調査について準用する。この場合において、同条第1項中「特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「土地の所有者等」と、同条第2項中「当該特定有害物質等取扱事業者」とあるのは「当該土地の所有者等」と読み替えるものとする。

(措置管理区域の指定等)

第58条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(1) 土壤汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土壤汚染等処理基準に適合しないこと。

(自主調査に係る区域の指定の特例)

第52条の4 条例第58条第1項ただし書、条例第58条の4第1項ただし書及び第58条の8第1項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 条例第57条の2第1項の規定により報告された区域であること。

(2) 土壤汚染等対策指針に基づく被害防止措置計画書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して14日以内に届け出たこと。

(3) 土壤汚染等対策指針に基づく被害防止措置完了報告書を、自主調査結果報告書を提出した日から起算して60日以内に提出したこと。

(4) 講じられた汚染の除去等の措置が土壤汚染等対策指針に規定する要件を満たしてい

(2) 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

ること。

(措置管理区域の指定に係る基準)

第53条 条例第58条第1項第2号の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染（地下水から検出された特定有害物質が地下水基準に適合しないものであることをいう。以下同じ。）が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、次のいずれかの地点があること。

(ア) 地下水を人の飲用に供するために用い、又は用いることが確実である井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

(イ) 地下水を水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する専用水道のための原水として取り入れるために用い、又は用いることが確実である取水施設の取水口

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

(2) 土壌汚染等対策指針で定める基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

(措置管理区域の指定の告示)

第53条の2 条例第58条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

(1) 指定をする旨（条例第58条第6項において準用する場合にあっては、指定の解除をする旨）

(2) 措置管理区域

(3) 措置管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類（条例第58条第6項において準用する場合にあっては、当該基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類）

- 3 第1項の規定による指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。
- 4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の規定による指定に係る区域(以下「措置管理区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該措置管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 5 市長は、措置管理区域の全部又は一部について土壤汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合(当該指定に係る特定有害物質の種類が当該措置管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。)においては、当該措置管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。
- 6 第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による解除について準用する。

(汚染の除去等の措置)

第58条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、措置管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該措置管理区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に

- (4) 措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置(条例第58条第6項において準用する場合にあつては、講じられた健康被害防止措置等その他の必要な事項)
- 2 前項第2号の措置管理区域の明示については、次のいずれかによることとする。
  - (1) 区名、町名及び地番
  - (2) 一定の地物、施設若しくは工作物又はこれからの距離及び方向
  - (3) 平面図

(措置管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第53条の3 条例第58条の2第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所
- (2) 措置管理区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由
- (3) 汚染の除去等の措置を講ずべき期限
- 2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態、当該土地の

対し、指示するものとする。

所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(措置管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第53条の4 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対して行うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第2項に規定する一般廃棄物の埋立処分
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準又は同法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う同法第2条第4項に規定する産業廃棄物の埋立処分
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第10条第2項第4号に規定する基準に従って行う同法第3条第6号に規定する廃棄物の排出

2 条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。

3 前条の規定は、条例第58条の2第1項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）」と読み替えるものとする。

(汚染の除去等の措置の指示事項)

第53条の5 条例第58条の2第2項の規則で定める事項は、汚染の除去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該措置管理区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。

3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果

を有すると認められる汚染の除去等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの(以下「健康被害防止措置等」という。)を講じなければならない。

- 4 市長は、前項に規定する者が健康被害防止措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該健康被害防止措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 前2項の規定によって講ずべき健康被害防止措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。

(措置管理区域内における土地の形質の変更の禁止)

第58条の3 措置管理区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(拡散防止管理区域の指定等)

第58条の4 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であって、かつ、土壌の特定有害物質による汚染により、生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の拡散の防止等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(健康被害防止措置等を講ずべき旨の命令)

第53条の6 条例第58条の2第4項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

(拡散防止管理区域の指定に係る基準)

第53条の7 条例第58条の4第1項の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地が次のアに該当しないこと又は次のイからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 当該土地又はその周辺の土地にある地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、地下水基準に適合しない地下水の湧出を主たる原因として、水質の汚濁に係る環境上の条件についての環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項の基準が確保されない水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実である公共用水域の地点がないこと。

イ 土壌の第二種特定有害物質(土壌汚染

対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第4条第3項第2号ロに規定する第二種特定有害物質をいう。ただし、シアン化合物を除く。以下同じ。）による汚染状態が第二溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則第9条第1項第2号に規定する第二溶出量基準をいう。以下同じ。）に適合する土地（特定有害物質等取扱事業者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなものを除く。）

ウ 昭和52年3月15日以降に公有水面埋立法（大正10年法律第57号）による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成が開始された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）又は大正11年4月10日から昭和52年3月14日までに公有水面埋立法による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質（土壤汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イに規定する第一種特定有害物質をいう。）、第三種特定有害物質（同号ロに規定する第三種特定有害物質をいう。）及び土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）第1条第5号に掲げる特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来すると認められるもの（当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合するものに限る。）

エ 次に掲げる土地であって、公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地

(ア) 工業専用地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域をいう。以下同じ。）内にある土地

(イ) (ア)に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり第53条第1号アに該当しないと認められるもの

(2) 土壤汚染等対策指針で定める基準に適合

- 2 市長は、汚染の拡散の防止等の措置により、前項の規定による指定に係る区域(以下「拡散防止管理区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 市長は、拡散防止管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合(当該指定に係る特定有害物質の種類が当該拡散防止管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。)においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。

- 5 拡散防止管理区域の全部又は一部について第58条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該拡散防止管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(汚染の拡散の防止等の措置)

第58条の5 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において、拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を

する汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置が講じられていないこと。

(拡散防止管理区域の指定の告示)

第53条の8 条例第58条の4第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、拡散防止管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。

- (1) 指定又は指定の解除をする旨
- (2) 拡散防止管理区域
- (3) 拡散防止管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類
- (4) 拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置又は講じられた生活環境保全措置等その他の必要な事項

(拡散防止管理区域内の土地の所有者等に対する指示)

第53条の9 条例第58条の5第1項本文の規定による指示は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所

定めて、当該拡散防止管理区域内において汚染の拡散の防止等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかでない場合であって、その行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に汚染の拡散の防止等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該拡散防止管理区域において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。
- 3 第1項の規定により指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚

- (2) 拡散防止管理区域内において講ずべき汚染の拡散の防止等の措置及びその理由
- (3) 汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき期限

- 2 前項第1号に掲げる土地の場所は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壌又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、生活環境に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。
- 3 第1項第3号に掲げる期限は、汚染の拡散の防止等の措置を講ずべき土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとなるよう定めるものとする。

(拡散防止管理区域に係る土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

第53条の10 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、特定有害物質等を埋め、飛散させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)に対して行うものとする。

- 2 第53条の4第1項ただし書の規定は、前項の行為について準用する。
- 3 条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示は、2以上の者に対して行う場合には、当該2以上の者が当該土地の土壌の特定有害物質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものとする。
- 4 前条の規定は、条例第58条の5第1項ただし書の規定による指示について準用する。この場合において、前条第3項中「当該土地の所有者等」とあるのは「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者(相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。)」と読み替えるものとする。

(汚染の拡散の防止等の措置の指示事項等)

第53条の11 第53条の5の規定は、条例第58条の5第2項の規則で定める事項について準用する。この場合において、第53条の5中「汚染の除去等の措置」とあるのは「汚染の拡散の防止等の措置」と読み替えるものとする。

染の拡散の防止等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の拡散の防止等の措置として土壌汚染等対策指針で定めるもの(以下「生活環境保全措置等」という。)を講じなければならない

- 4 市長は、前項に規定する者が生活環境保全措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該生活環境保全措置等を講ずべきことを命ずることができる。
- 5 前2項の規定によって講ずべき生活環境保全措置等に関する技術的基準は、土壌汚染等対策指針で定める。

(土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染の拡散の防止)

第58条の6 市長は、土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土地が第58条の4第1項の規則で定める基準に該当すると認める場合には、当該土地の区域を、同項の規定による指定をしたものとみなして、前条の規定を適用する。

(拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第58条の7 拡散防止管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であって、土壌汚染等対策指針で定めるもの
- (2) 拡散防止管理区域が指定された際既に着手していた行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

- 2 第53条の6の規定は、条例第58条の5第4項の規定による命令について準用する。

(拡散防止管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第53条の12 条例第58条の7第1項の規定による届出は、拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式)によって行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。
  - (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした拡散防止管理区域の図面
  - (2) 土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域の状況を明らかにした図面
  - (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
  - (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
  - (5) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さ(土壌汚染対策法施行規則第4条第4項に規定する最大形質変更深さをいう。以下同じ。)より1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の

特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

- 3 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染土壌を明らかにした図面を添付することができる。

第53条の13 条例第58条の7第1項の規則で定める事項は、次の掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う拡散防止管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (6) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法(平成4年法律第51号)第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 2 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする拡散防止管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(拡散防止管理区域内において既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

- 2 拡散防止管理区域が指定された際当該拡散

第53条の14 条例第58条の7第2項の規定による

防止管理区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

届出は、次に掲げる事項を記載した拡散防止管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式）によって行わなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更をしている拡散防止管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法
- (4) 土地の形質の変更の着手日
- (5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日
- (6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (8) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

- 2 第53条の12第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

- 3 拡散防止管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

第53条の15 第53条の12第2項及び第3項並びに前条第1項(第6号及び第7号を除く。)の規定は、条例第58条の7第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の12中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法

が土壌汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(形質変更時届出管理区域の指定等)

- 第58条の8 市長は、土地が第58条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合であつて、かつ、第58条の4第1項の規則で定める基準に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 2 市長は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域(以下「形質変更時届出管理区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 市長は、形質変更時届出管理区域の全部又は一部について土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定による指定がされた場合(当該指定に係る特定有害物質の種類が当該形質変更時届出管理区域の指定に係る特定有害物質の種類と同じである場合に限る。)においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 第58条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前2項の規定による解除について準用する。

(形質変更時届出管理区域の指定の告示)

- 第53条の16 条例第58条の8第4項において準用する条例第58条第2項及び第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。この場合において、形質変更時届出管理区域の明示については、第53条の2第2項の規定を準用する。
- (1) 指定又は指定の解除をする旨
  - (2) 形質変更時届出管理区域
  - (3) 形質変更時届出管理区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない又は適合していなかった特定有害物質の種類
  - (4) 形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然

- 5 形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第58条第1項又は第58条の4第1項の規定による指定がされた場合においては、当該形質変更時届出管理区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、第58条第2項(第58条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する第58条第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第58条の9 形質変更時届出管理区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、土壤汚染等対策指針で定めるもの
- (2) 形質変更時届出管理区域が指定された際既に着手していた行為
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

に由来すると認められるもの(当該土地の土壤の第二種特定有害物質による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)にあつては、その旨

- (5) 第53条の7第1号ウ又はエに該当するものにあつては、その旨
- (6) 指定の解除の告示の場合にあつては、形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置その他の必要な事項

(形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更の届出)

第53条の17 条例第58条の9第1項の規定による届出は、形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書(第17号様式の2)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時届出管理区域の図面
- (2) 土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域の状況を明らかにした図面
- (3) 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の利用の方法を明らかにした図面
- (5) 土壤汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であつて、当該深さの位置の土壤について土地の形質の変更をしようとするときは、土壤汚染等調査に準じた方法により、当該土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- (6) 自然由来等形質変更時届出管理区域から

搬出された自然由来等土壌(条例第60条の3第2項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この節(第56条を除く。)において同じ。)を使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域が形質変更時届出管理区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類

イ 当該自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

ウ 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該土地の所有者等の同意書

- 3 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。

第53条の18 条例第58条の9第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の形質の変更を行う形質変更時届出管理区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の完了予定日
- (4) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法
- (5) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法
- (6) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしようとするときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を

2 形質変更時届出管理区域が指定された際当該形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更着手している者は、その指定の日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(7) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地

2 土壌汚染等対策指針に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法と同等の方法により、土地の形質の変更をしようとする形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することができる。

(形質変更時届出管理区域内において既に土地の形質の変更着手している者の届出)

第53条の19 条例第58条の9第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更届出書（第17号様式の2）によって行わなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 土地の形質の変更をしている形質変更時届出管理区域の所在地

(3) 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

(4) 土地の形質の変更の着手日

(5) 土地の形質の変更の完了日又は完了予定日

(6) 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法

(7) 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方法

(8) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更をしているときは、土壌汚染等調査に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並

3 形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第1項の届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が土壌汚染等対策指針で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(管理区域等台帳)

第59条 市長は、措置管理区域の台帳、拡散防止管理区域の台帳、形質変更時届出管理区域の台帳、第58条第4項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された措置管理区域の台帳、第58条の4第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域の台帳、第58条の8第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域の台帳及び第58条第1項ただし書、第58条の4第1項ただし書又は第58条の8第1項ただし書の規定の適用を受けた土地の台帳(以下この条において「管理区域等台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

2 管理区域等台帳の記載事項その他その調製

びに当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

(9) 自然由来等形質変更時届出管理区域から搬出された自然由来等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地

2 第53条の17第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条中「変更をしようとする」とあるのは「変更をしている」と読み替えるものとする。

(形質変更時届出管理区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者の届出)

第53条の20 第53条の17第2項及び第3項並びに前条第1項(第6号及び第7号を除く。)の規定は、条例第58条の9第3項の規定による届出について準用する。この場合において、第53条の17中「変更をしようとする」とあり、及び前条第1項中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第5号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。

(管理区域等台帳)

第54条 管理区域等台帳は、帳簿及び図面をもって調整するものとする。

2 前項の帳簿及び図面は、管理区域又は条例第58条第1項ただし書、条例第58条の4第1項ただし書若しくは条例第58条の8第1項ただし書の規定の適用を受けた土地(以下「除去済み特例区域」という。)ごとに調製するものとする。

3 市長は、条例第58条第4項、条例第58条の4第2項又は条例第58条の8第2項の規定により、管理区域の全部又は一部の指定が解除された場合には、当該管理区域の全部又は一部に係る帳簿及び図面を管理区域等台帳から削除し、条例第58条第4項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された措置管理区域(以下「指定解除措置管理区域」という。)、条例第

及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。  
 3 市長は、管理区域等台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

58条の4第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された拡散防止管理区域(以下「指定解除拡散防止管理区域」という。)又は条例第58条の8第2項の規定により同条第1項の規定による指定が解除された形質変更時届出管理区域(以下「指定解除形質変更時届出管理区域」という。)に係る第1項の帳簿及び図面を調製するものとする。

4 第1項の帳簿及び図面は、措置管理区域、拡散防止管理区域、形質変更時届出管理区域、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域、指定解除形質変更時届出管理区域又は除去済み特例区域に関するものを区別して保管しなければならない。

5 第1項の帳簿の様式は、措置管理区域にあっては第18号様式、拡散防止管理区域にあっては第18号様式の2、形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の3、指定解除措置管理区域、指定解除拡散防止管理区域又は指定解除形質変更時届出管理区域にあっては第18号様式の4、除去済み特例区域にあっては第18号様式の5のとおりとする。

6 第1項の図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土壌汚染等調査又は自主調査において土壌その他の試料の採取を行った地点及び管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面

(2) 土壌汚染等調査において最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにした図面

(3) 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明らかにした図面

(4) 管理区域の周辺の地図

7 市長は、帳簿の記載事項及び図面に変更があったときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

(管理汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令)

第60条 措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域(以下「管理区域」という。)内の土地の土壌(指定調査機関が土壌汚染等対策指針で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合すると市長が認めたも

(管理汚染土壌の搬出時の届出)

第55条 条例第60条第1項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出届出書(第19号様式)によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 管理汚染土壌の場所を明らかにした管理

のを除く。以下「管理汚染土壌」という。)を当該管理区域外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該管理汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該管理汚染土壌の体積
- (3) 当該管理汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該管理汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
- (5) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (6) 当該管理汚染土壌を処理する場合にあっては、当該管理汚染土壌を処理する施設の所在地
- (7) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする形質変更時届出管理区域の所在地
- (8) 当該管理汚染土壌を第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該土地の形質の変更をする管理区域の所在地
- (9) 当該管理汚染土壌の搬出の着手予定日

区域の図面

- (2) 土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地とみなされた管理区域において、ボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により搬出しようとする土壌が第二溶出量基準に適合することが明らかとなった場合にあっては、土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結果、当該分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- (3) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し
- (4) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両又は船舶(以下「自動車等」という。)の構造を記した書類
- (5) 運搬の過程において、積替えのために当該管理汚染土壌を一時的に保管する場合には、当該保管の用に供する施設の構造を記した書類
- (6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
  - ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類
  - イ 管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号)第17条第1項に規定する許可証をいう。以下同じ。)の写し
- (7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の3第1項第2号アに規定する基準に該当することを証する書類
  - ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の3第1項第2号イに規定する基準に該当する

	<p>ことを証する書類</p> <p>エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第60条の3第2項に規定する要件に該当することを証する書類</p> <p>オ 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類</p> <p>(8) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面</p> <p>ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面</p> <p>イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域が一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類</p>
<p>(10) その他規則で定める事項</p>	<p>第55条の2 条例第60条第1項第10号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 管理汚染土壌の搬出及び運搬の完了予定日</p> <p>(3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(4) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(5) 前条第2項第5号の場合における当該保管の用に供する施設（以下「保管施設」とい</p>

	<p>う。)の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>(6) 管理汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>ア 管理区域の所在地</p> <p>イ 処理の完了予定日</p> <p>(7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>ア 自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地</p> <p>イ 当該土地の形質の変更の完了予定日</p> <p>(8) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>ア 管理区域の所在地</p> <p>イ 当該土地の形質の変更の完了予定日</p>
<p>2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>	<p>(管理汚染土壌の搬出時の変更の届出)</p> <p>第55条の3 条例第60条第2項の規定による届出は、管理汚染土壌の区域外搬出変更届出書(第19号様式の2)によって行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、第55条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、既に市長に提出されている当該書類又は図面の内容に変更がないときは、届出書にその旨を記載して当該書類又は図面の添付を省略することができる。</p>
<p>3 非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者は、当該管理汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。</p>	<p>(非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌の搬出をした場合の届出)</p> <p>第55条の4 条例第60条第3項の規定による届出は、非常災害時における管理汚染土壌の区域外搬出届出書(第19号様式の3)によって行わなければならない。</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(1) 管理汚染土壌の搬出先の場所の状況を示す図面及び写真</p> <p>(2) 搬出に係る必要事項が記載された使用予定の管理票の写し</p> <p>(3) 管理汚染土壌の運搬の用に供する自動車等の構造を記した書類</p> <p>(4) 保管施設の構造を記した書類</p> <p>(5) 管理汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>ア 管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類</p>

- イ 管理汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し
- (6) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - ア 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壌を、搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - イ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況が条例第60条の3第1項第2号アに規定する基準に該当することを証する書類
  - ウ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の地質が条例第60条の3第1項第2号イに規定する基準に該当することを証する書類
  - エ 自然由来等形質変更時届出管理区域内及び搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、条例第60条の3第2項に規定する要件に該当することを証する書類
- (7) 管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面
  - ア 一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を搬出先の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにした図面
  - イ 措置管理区域及び搬出先の措置管理区域、拡散防止管理区域及び搬出先の拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域及び搬出先の形質変更時届出管理区域

が一の土壤汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された管理区域であることを証する書類

4 市長は、第1項又は第2項の届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けた日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 運搬の方法が次条の土壤汚染等対策指針で定める管理汚染土壤の運搬に関する基準に違反している場合 当該管理汚染土壤の運搬の方法を変更すること。

(2) 第60条の3第1項の規定に違反して当該管理汚染土壤の処理を土壤汚染対策法第16条第4項第2号に規定する汚染土壤処理業者(以下「汚染土壤処理業者」という。)に委託しない場合 当該管理汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託すること。

(運搬に関する基準)

第60条の2 管理区域外において管理汚染土壤を運搬する者は、土壤汚染等対策指針で定める管理汚染土壤の運搬に関する基準に従い、当該管理汚染土壤を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(管理汚染土壤の処理の委託)

第60条の3 管理汚染土壤を当該管理区域外へ搬出する者(その委託を受けて当該管理汚染土壤の運搬のみを行う者を除く。)は、当該管理汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理汚染土壤を当該管理区域外へ搬出する者が汚染土壤処理業者であって当該管理汚染土壤を自ら処理する場合

(2) 自然由来等形質変更時届出管理区域内の自然由来等土壤を、次のいずれにも該当する他の自然由来等形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合

ア 当該自然由来等形質変更時届出管理区域と土壤の特定有害物質による汚染の状況が同様であるとして土壤汚染等対策指

針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

イ 当該自然由来等土壌があった土地の地質と同じであるとして土壌汚染等対策指針で定める基準に該当する自然由来等形質変更時届出管理区域

- (3) 一の土壌汚染等調査又は自主調査の結果に基づき指定された複数の管理区域の間において、一の措置管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の措置管理区域内の土地の形質の変更に、一の拡散防止管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の拡散防止管理区域内の土地の形質の変更に、又は一の形質変更時届出管理区域から搬出された管理汚染土壌を他の形質変更時届出管理区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、又は他人に使用させるために搬出を行う場合
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (5) 管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

- 2 前項第2号の「自然由来等形質変更時届出管理区域」とは、形質変更時届出管理区域のうち、土壌汚染等調査又は自主調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして、土壌汚染等対策指針で定める要件に該当する土地の区域をいい、同号の「自然由来等土壌」とは、当該区域内の管理汚染土壌をいう。
- 3 第1項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該管理汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第60条の4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、管理汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相当の期限を定めて、当該管理汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第60条の2の規定に違反して当該管理汚

染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者

- (2) 前条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して当該管理汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者(その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。)

(管理票)

第60条の5 管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出する者は、その管理汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しと同時に当該管理汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る管理汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び管理汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

(管理票の交付)

第55条の5 条例第60条の5第1項の規定による管理票の交付は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 第55条第2項第3号又は前条第2項第2号の規定により市長に提出した管理票の写しの原本を交付すること。
- (2) 運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、1の自動車等で運搬する管理汚染土壌の運搬先が2以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。
- (3) 交付した管理票の控えを、運搬受託者(処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者)から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

(管理票の記載事項等)

第55条の6 条例第60条の5第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理票の交付年月日及び交付番号
- (2) 氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 当該管理区域の所在地
- (4) 法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名
- (5) 運搬受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (6) 運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地
- (7) 保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先
- (8) 処理受託者の住所又は所在地及び連絡先
- (9) 当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る許可番号
- (10) 当該委託に係る管理汚染土壌の荷姿

2 管理票の様式は、第20号様式のとおりとする。

- 2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として管理汚染土壌を当該管理区域外へ搬出した者について準用する。
- 3 管理汚染土壌の運搬を受託した者(以下「運搬受託者」という。)は、当該運搬を終了したときは、第1項(前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。)の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第1項の規定により管理票を交付した者(以下この条において「管理票交付者」という。)に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならない。
- 4 管理汚染土壌の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)は、当該処理を終了したときは、第1項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならない。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならない。
- 5 管理票交付者は、前2項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならない。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第3項又は第4項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに、当該委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならない。

(運搬受託者の記載事項)

第55条の7 条例第60条の5第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運搬を担当した者の氏名
- (2) 運搬の用に供した自動車等の番号
- (3) 管理汚染土壌を引き渡した年月日
- (4) 運搬を行った区間
- (5) 当該委託に係る管理汚染土壌の重量

(運搬受託者の管理票交付者への送付期限)

第55条の8 条例第60条の5第3項の規則で定める期間は、運搬を終了した日から10日とする。

(処理受託者の記載事項)

第55条の9 条例第60条の5第4項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該委託に係る管理汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名
- (2) 処理を担当した者の氏名
- (3) 処理を終了した年月日
- (4) 処理の方法

(処理受託者の管理票交付者への送付期限)

第55条の10 条例第60条の5第4項の規則で定める期間は、処理を終了した日から10日とする。

(管理票交付者の管理票の写しの保存期間)

第55条の11 条例第60条の5第5項の規則で定める期間は、5年とする。

(管理票の写しの送付を受けるまでの期間)

第55条の12 条例第60条の5第6項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 条例第60条の5第3項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から40日
- (2) 条例第60条の5第4項の規定による管理票の写しの送付 管理票の交付の日から100日

(管理汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

第55条の13 条例第60条の5第6項の規定による届出は、搬出管理汚染土壌の運搬・処理状況確認届出書(第20号様式の2)によって行わ

7 運搬受託者は、第3項前段の規定により管理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第4項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならない。

8 処理受託者は、第4項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならない。

9 前各項の規定は、管理汚染土壌を他人に第60条の3第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、第1項中「(当該委託が管理汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあつては、その処理を受託した者)」とあるのは「(運搬を委託しない場合にあつては、当該管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用する者)」と、「運搬又は処理を受託した者」とあるのは「運搬を受託した者又は土地の形質の変更に使用する者」と、第3項中「処理を委託された者」とあるのは「土地の形質の変更に使用する者」と、第4項中「の処理を受託した者(以下「処理受託者」という。)」とあるのは「を土地の形質の変更に使用する者(以下「土壌使用者」という。)」と、「処理を終了した」とあるのは「土地の形質の変更に使用させた」と、第5項中「運搬又は処理が終了した」とあるのは「運搬が終了し、又は土地の形質の変更が行われた」と、第6項中「委託に係る管理汚染土壌の運搬又は処理」とあるのは「運搬又は土地の形質の変更」と、前項中「処理受託者」とあるのは「土壌使用者」と読み替えるものとする。

(虚偽の管理票の交付等の禁止)

第60条の6 何人も、管理汚染土壌の運搬を受託していないにもかかわらず、前条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票

しなければならない。

(運搬受託者の管理票等の保存期間)

第55条の14 条例第60条の5第7項の規則で定める期間は、5年とする。

(処理受託者の管理票の保存期間)

第55条の15 条例第60条の5第8項の規則で定める期間は、5年とする。

(準用)

第55条の16 第55条の5から前条までの規定は、管理汚染土壌を他人に条例第60条の3第1項第2号又は第3号に規定する土地の形質の変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第55条の5第3号	処理受託者が当該処理受託者	土壌使用者が当該土壌使用者
第55条の6第1項第3号	当該管理区域の所在地	管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、当該自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあつては、当該管理区域の所在地
第55条の6第	処理受託者	土壌使用者

- を交付してはならない。
- 2 何人も、管理汚染土壌の処理を受託していない又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用しないにもかかわらず、前条第4項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 3 運搬受託者、処理受託者又は管理汚染土壌を第60条の3第1項第2号若しくは第3号に規定する土地の形質の変更に使用する者は、受託した管理汚染土壌の運搬若しくは処理を終了していない又は管理汚染土壌を土地の形質の変更に使用していないにもかかわらず、前条第3項又は第4項(これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。)の送付をしてはならない。

1項第8号		
第55条の6第1項第9号	当該委託に係る管理汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称、所在地及び土壌汚染対策法第22条第1項の許可に係る許可番号	管理汚染土壌を条例第60条の3第1項第2号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該搬出先の自然由来等形質変更時届出管理区域の所在地又は管理汚染土壌を同項第3号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、当該搬出先の管理区域の所在地
第55条の9の見出し	処理受託者	土壌使用者
第55条の9第1号	委託	土地の形質の変更
第55条の9第2号	処理を担当した	土地の形質の変更をした
第55条の9第3号	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の9第4号	処理	土地の形質の変更
第55条の10の見出し	処理受託者	土壌使用者
第55条の10	処理を終了した	土地の形質の変更をした
第55条の13の見出し	処理	土地の形質の変更
第55条の15の見出し	処理受託者	土壌使用者

(汚染土壌処理業に係る生活環境影響調査の実施等)

第60条の7 土壌汚染対策法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可の申請をしようとする者又は同法第27条の5の協議をしようとする者は、土壌汚染等対策指針で定めるところに

より、当該申請又は協議に係る同法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)において同法第16条第1項に規定する汚染土壌(以下「汚染土壌」という。)を処理することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)を行わなければならない。

- 2 前項の規定により生活環境影響調査を行った者は、同項の許可の申請又は協議をする日までに、当該生活環境影響調査の結果を勘案して汚染土壌処理施設の構造その他の規則で定める事項を記載した汚染土壌の処理の事業に関する計画書を作成し、これに当該生活環境影響調査の結果を記載した書類を添えて市長に提出しなければならない。

(汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項)

第56条 条例第60条の7第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
- (4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (5) 汚染土壌の処理の方法
- (6) 自然由来等土壌利用施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号に規定する自然由来等土壌利用施設をいう。以下同じ。)のうち自然由来等土壌構造物利用施設(同号イに規定する自然由来等土壌構造物利用施設をいう。以下同じ。)にあっては、土木構造物の種類
- (7) 汚染土壌の保管設備を設ける場合にあっては、当該保管設備の場所及び容量
- (8) 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要
- (9) 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置
- (10) 汚染土壌処理施設の構造の詳細
- (11) 埋立処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第3号に規定する埋立処理施設をいう。以下同じ。)又は自然由来等土壌利用施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況
- (12) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、当該施設を廃止した後の土地の利用方法
- (13) 汚染土壌の処理工程
- (14) 浄化等処理施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第1号に規定する浄化等処理施設をいう。以下同じ。)、セメント製造施設(同条第2号に規定するセメント製造施設をいう。以下同じ。)、埋立処理施設又は分別等処理施設(同条第4号に規定する分別等処理施設をいう。以下同じ。)にあっては、汚

染土壌の処理に伴って生じた汚水の処理の方法並びに汚染土壌処理施設に係る事業場から排出される水(以下この条において「排出水」という。)及び排出水に係る用水の系統

- (15) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、排出水及び排出水に係る用水の系統
- (16) 排水口(汚染土壌処理施設に係る事業場から公共水域に排出水を排出し、又は下水道(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの(その流域下水道に接続する公共下水道を含む。)をいう。)に排除される水を排出する場所をいう。)における排出水の水質の測定方法
- (17) 汚染土壌処理施設の周縁の地下水(埋立処理施設のうち公有水面埋立法第2条第1項の免許又は免許若しくは同法第42条第1項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う施設又は自然由来等土壌利用施設のうち自然由来等土壌海面埋立施設(汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号に規定する自然由来等土壌海面埋立施設をいう。)にあっては、周辺の水域の水又は周縁の地下水)の水質の測定方法
- (18) 特定有害物質等の汚染土壌処理施設に係る事業場からの飛散、揮散及び流出を防止する方法
- (19) 浄化等処理施設、セメント製造施設、埋立処理施設又は分別等処理施設にあっては、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の地下への浸透を防止する方法
- (20) 自然由来等土壌構造物利用施設にあっては、自然由来等土壌(土壌汚染対策法第18条第2項に規定する自然由来等土壌をいう。以下この条において同じ。)に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止する方法
- (21) 浄化等処理施設又はセメント製造施設にあっては、汚染土壌の処理に伴って生じ、排出口(これらの施設において生ずる大気有害物質(汚染土壌処理業に関する省令第2条第2項第28号に規定する大気有害物質をいう。以下同じ。))を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。)から大気中に排出される大気有害物質

の排出方法及び処理方法並びに大気有害物質の量の測定方法

(22) 自然由来等土壌利用施設にあつては、自然由来等土壌からの異物除去、自然由来等土壌の含水率の調整又は土木構造物の盛土材等(汚染土壌処理業に関する省令第1条第5号イに規定する盛土材等をいう。)若しくは公有水面の埋立てに用いられる土砂として品質を確保するために行う自然由来等土壌と当該自然由来等土壌以外の土壌(土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準に適合するもの又は自然由来等土壌に限る。)との混合(以下「土質改良」という。)を行う場合にあつては、土質改良の方法及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果

- 3 市長は、前項の計画書の提出があつたときは、当該計画書を提出した者に対し、当該計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を書面により述べるものとする。
- 4 第2項の計画書を提出した者は、当該計画書に係る汚染土壌の処理の事業に前項の意見を反映させるよう努めなければならない。

(記録の保管及び承継)

第61条 土壌汚染等調査を行った特定有害物質等取扱事業者若しくは自主調査を行った者又は汚染の除去等の措置を講じた者若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた者(次項において「特定有害物質等取扱事業者等」という。)は、土壌汚染等調査若しくは自主調査又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置について記録を作成し、保管しておかなければならない。

- 2 特定有害物質等取扱事業者等は、土壌汚染等調査若しくは自主調査を行い、又は汚染の除去等の措置若しくは汚染の拡散の防止等の措置を講じた土地を譲渡するときは、前項に規定する記録を当該土地を譲り受ける者に引き継がなければならない。

(適用除外)

第61条の2 第54条第2項並びに第55条第1項及び第2項の規定は、土壌汚染対策法第3条第1項の規定による調査に係る土地(同項ただし書の規定による確認に係る土地を除く。)又は同条第8項、同法第4条第3項若しくは同法

第5条第1項の規定による命令に係る土地に特定有害物質等取扱工場等を設置している特定有害物質等取扱事業者については適用しない。

- 2 第55条第1項及び第2項並びに第57条の規定は、次に掲げる行為については適用しない。
- (1) 第58条の2第1項の規定により指示を受けた者が健康被害防止措置等として行う行為
  - (2) 拡散防止管理区域内又は形質変更時届出管理区域内における土地の形質の変更
  - (3) 土壤汚染対策法第3条第7項に規定する土地の形質の変更
  - (4) 土壤汚染対策法第7条第1項の規定により指示を受けた者が同項第1号に規定する実施措置として行う行為
  - (5) 土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された同条第2項に規定する形質変更時届出区域内における土地の形質の変更

## 第9節 地下水の採取に関する規制等

### 第1款 地下水の採取に関する規制

(揚水規制区域)

- 第62条 市長は、地下水の採取により、地盤の沈下が著しく、又は著しくなるおそれがある地域であって、地盤の沈下を防止するため地下水の採取を規制する必要があるもの（以下「揚水規制区域」という。）を規則で定めるものとする。
- 2 第14条第2項の規定は、揚水規制区域を定め、又は変更する場合について準用する。

(揚水規制基準の遵守義務)

- 第63条 揚水規制区域内において揚水設備（動力を用いて地下水を採取するための設備であって、規則で定めるものをいう。以下同じ。）により地下水を採取する者は、揚水規制基準を遵守しなければならない。

## 第6節 地下水の採取に関する規制等

(揚水規制区域)

- 第57条 条例第62条第1項の規則で定める地域は、名古屋市の全域とする。

(揚水設備)

- 第58条 条例第63条第1項の規則で定める設備は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が6平方センチメートルを超える設備とする。ただし、次に掲げる設備を除く。
- (1) 家事の用に供する設備
  - (2) 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項に規定する指定地域内の設備で工業（同法第2条第2項に規定する工業をいう。）の用に供するもの
  - (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）第4条第1項に規定する指定地域内の設備で建築物用地下水（同法第2条第1項に規定する建築物用地下

- 2 揚水規制基準は、揚水設備のストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量について規則で定める。
- 3 第14条第2項の規定は、揚水規制基準を定め、又は改定する場合について準用する。

（地下水の採取の許可）

第64条 揚水規制区域内において揚水設備により地下水を採取しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 揚水設備の設置の場所
  - (3) 揚水設備のストレーナーの位置
  - (4) 揚水設備の揚水機の吐出口の断面積
  - (5) 揚水設備の揚水機の原動機の定格出力
  - (6) 揚水設備の揚水量
  - (7) 地下水の用途

- 3 前項に規定する申請書には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

水をいう。)に係るもの

- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川の河川区域内の設備

（揚水規制基準）

第59条 条例第63条第2項の規則で定める揚水規制基準は、別表第21に掲げるとおりとする。

（地下水の採取の許可の申請）

第60条 条例第64条第2項の規定による申請は、地下水採取許可申請書（第21号様式）によって行わなければならない。

（許可等の通知）

第61条 市長は、条例第64条第2項の規定による申請を受理したときは、その日から起算して30日以内に、当該申請をした者に対し、許可又は不許可の旨を通知するものとする。ただし、当該申請に係る揚水設備が特殊であることその他の特別の理由により30日以内に許可又は不許可ができないときは、その理由を付して、当該申請をした者に対し、その旨及び許可又は不許可をする期限を通知するものとする。

（申請書の添付書類）

第62条 条例第64条第3項（条例第65条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該揚水設備を設置する工場等における揚水設備の設置の場所を示す図面
- (2) 揚水設備の構造概要図

- 4 市長は、第2項の規定による申請書の提出があった場合において、その申請に係る地下水の採取が当該揚水設備に適用されることとなる揚水規制基準に適合していると認める場合でなければ、第1項の許可をしてはならない。
- 5 市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める用途に供する地下水の採取については、他の水源をもってその地下水に替えることが著しく困難であると認める場合に限り、第1項の許可をすることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による許可をするに当たっては、地盤の沈下を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

- (3) 当該揚水設備を設置する工場等における主要配管系統図
- (4) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水等利用系統図（地下水の使用に係る作業の系統概要及びその作業の系統ごとに使用する地下水、地下水以外の水又は循環使用地下水の量を説明するものをいう。）
- (5) 当該揚水設備を設置する工場等における地下水循環使用施設及び地下水還元施設の内容を説明する書類
- (6) 工場等の事業内容等（主要燃料に係る事項を除く。）
- (7) 当該揚水設備を設置する工場等の付近の見取図
- (8) 条例第64条第5項の規定の適用を受けようとするときは、他の水源をもってその地下水に替えることが著しく困難であることを説明する書類

（例外許可に係る用途）

- 第63条 条例第64条第5項（条例第66条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める用途は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 防災その他保安の用途
- (2) 次に掲げる設備又は施設の用途
- ア 水洗便所
- イ 公衆浴場
- ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は下水道法第2条第6号に規定する終末処理場
- エ 学校教育法第1条に規定する学校、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他市長が定める施設
- (3) 水道法第3条第2項に規定する水道事業、同条第3項に規定する簡易水道事業又は同条第6項に規定する専用水道の用途
- (4) 前3号に掲げる用途のほか、市長がやむを得ないものとして認めた用途

(地下水の採取に係る経過措置)

- 第65条 一の地域が揚水規制区域となった際現にその区域内において揚水設備により地下水を採取している者又は一の設備が揚水設備となった際現に揚水規制区域内においてその設備により地下水を採取している者は、当該区域が揚水規制区域となった日又は当該設備が揚水設備となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、前条第2項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、前条第1項の規定による許可を受けた者とみなす。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(揚水設備に係る構造等の変更の許可)

- 第66条 第64条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更については、この限りでない。
- 2 第64条第4項から第6項までの規定は、前項の許可について準用する。

(地下水の採取に係る氏名等の変更等の届出)

- 第67条 第64条第1項の規定による許可を受けた者は、同条第2項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその者がその許可に係る揚水設備（以下「許可揚水設備」という。）について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 許可揚水設備により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 許可揚水設備が揚水設備の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、許可揚水設備を廃止したとき。

(準用)

- 第68条 第20条の規定は、第64条第1項の規定による許可を受けた者について準用する。

(地下水の採取に係る改善命令等)

- 第69条 市長は、揚水設備により地下水を採取

(経過措置の届出)

- 第64条 条例第65条第1項の規定による届出は、地下水採取届出書（第22号様式）によって行わなければならない。

第65条 削除

(改正 令和3年名古屋市規則第45号)

(構造等の変更の許可の申請)

- 第66条 条例第66条第1項の規定による許可を受けようとする者は、揚水設備変更許可申請書（第23号様式）を市長に提出しなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

- 第67条 条例第67条の規定による届出は、氏名等変更届出書（第5号様式）又は廃止届出書（第6号様式）によって行わなければならない。

(承継の届出)

- 第68条 条例第68条の規定により準用する条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

している者が、第63条第1項の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該揚水設備のストレーナーの位置の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該揚水設備による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

- 2 市長は、第64条第1項の規定による許可を受けた者が、第64条第6項（第66条第2項において準用する場合を含む。）の規定によって許可に付した条件に違反していると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該揚水設備のストレーナーの位置の変更その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は当該揚水設備による地下水の採取の一時停止を命ずることができる。

（地下水の採取に係る許可の取消し等）

第70条 市長は、第64条第1項の規定による許可を受けた者が、第66条第1項の規定に違反したとき、又は前条の規定による命令に従わないときは、その許可を取り消すことができる。

- 2 市長は、第64条第1項の規定による許可を受けないで揚水設備により地下水を採取している者又は前項の規定により地下水の採取の許可を取り消された者に対し、当該揚水設備による地下水の採取の停止を命ずることができる。

（揚水設備に係る揚水量等の測定及び報告）

第71条 揚水規制区域内において、規則で定める揚水設備により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、及び市長に報告しなければならない。

（揚水設備に係る揚水量等の測定及び報告）

第69条 条例第71条第1項の規則で定める揚水設備は、揚水機の吐出口の断面積（2以上の揚水設備を設置しているものにあつては、その断面積の合計）が19平方センチメートルを超える設備とする。

- 2 条例第71条第1項に規定する水量測定器は、次に掲げる水量測定器のうち、揚水設備の構造、水量、水圧、揚水時間等に応じ、地下水の揚水量を最も正確に測定できるものとする。
- (1) 接線流羽根車式水道メーター
  - (2) 軸流羽根車式水道メーター
  - (3) 円板型水道メーター
  - (4) ロータリーピストン型水道メーター
  - (5) ピストン型水道メーター
  - (6) ベンチュリー管分流式水道メーター
  - (7) ローター型水道メーター
  - (8) 複合型水道メーター
  - (9) 副管付水道メーター

- 2 揚水規制区域内において、規則で定める揚水設備により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、揚水量及び地下水位を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、地下水位については、その測定が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

### 第2款 井戸設備の設置等の届出

(井戸設備の設置の届出)

第72条 井戸設備（動力を用いて地下水を採取するための設備のうち、揚水設備以外の設備（家事用の設備を除く。）をいう。以下同じ。）により地下水を採取しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 井戸設備の設置の場所
- (3) 井戸設備のストレーナーの位置
- (4) 井戸設備の揚水機の吐出口の断面積
- (5) 井戸設備の揚水機の原因機の定格出力
- (6) 井戸設備の揚水量
- (7) 地下水の用途

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(井戸設備に係る構造等の変更の届出)

第73条 前条第1項の規定による届出をした者は、同項第3号から第7号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(井戸設備に係る氏名等の変更等の届出)

第74条 第72条第1項の規定による届出をした者は、同項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又はその者がその届出に係る井戸設備について次の各号のいずれかに該当するに

(10) 前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると市長が認めた水量測定器

- 3 条例第71条第1項の規定による報告は、水量測定器設置報告書（第24号様式）によって行わなければならない。
- 4 条例第71条第2項の規則で定める揚水設備は、すべての揚水設備とする。
- 5 条例第71条第2項の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表（第25号様式）により記録し、これを3年間保管しておかなければならない。
- 6 条例第71条第2項の規定による報告は、毎年4月1日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書（第26号様式）によって行わなければならない。

(井戸設備の設置の届出)

第70条 条例第72条第1項の規定による届出は、井戸設備設置届出書（第27号様式）によって行わなければならない。

2 条例第72条第2項の規則で定める書類は、井戸設備の設置の場所を示す図面及び井戸設備の構造概要図とする。

(構造等の変更の届出)

第71条 条例第73条の規定による届出は、井戸設備変更届出書（第28号様式）によって行わなければならない。

(氏名等の変更等の届出)

第72条 条例第74条の規定による届出は、氏名等変更届出書（第5号様式）又は廃止届出書（第6号様式）によって行わなければならない。

至ったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 井戸設備により地下水を採取することを廃止したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、井戸設備を廃止したとき。

(準用)

第75条 第68条の規定は、第72条第1項の規定による届出をした者について準用する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告)

第75条の2 井戸設備により地下水を採取している者は、規則で定めるところにより、揚水量及び地下水位を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、地下水位については、その測定が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

### 第3款 地下水の採取の抑制等

(揚水量の減少勧告)

第76条 市長は、地盤の沈下を防止するため特に必要があると認めるときは、揚水設備又は井戸設備（以下この款において「揚水設備等」という。）を設置している者に対し、当該揚水設備等による揚水量を減少すべきことを勧告することができる。

(地下水の採取の抑制)

第77条 揚水設備等により地下水を採取する者は、水の合理的な使用により、地下水の採取の抑制に努めなければならない。

(工業用水道への転換)

第78条 工業用水道（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号。以下この条において「法」という。）第2条第3項に規定する施設をいう。）により工業用水が供給されている区域において、工業の用に供することを目的として、揚水設備等により地下水を採取する者は、当該揚水設備等により採取する地下水に替えて、工業用水道事業者（法第2条第5項に規定する

(承継の届出)

第73条 条例第75条の規定により準用する条例第68条の規定により準用する条例第20条第3項の規定による届出は、承継届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告)

第73条の2 条例第75条の2の規定による揚水量及び地下水位の測定の結果は、揚水量等測定記録表（第25号様式）により記録し、これを3年間保管しておかなければならない。

2 条例第75条の2の規定による報告は、毎年4月1日から同月末日までに、前年度分について、揚水量等報告書（第26号様式）によって行わなければならない。

工業用水道事業者をいう。)の供給する工業用水を使用するよう努めなければならない。

#### 第4款 地下掘削工事に関する措置

(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)

第79条 地下水のゆう出を伴う掘削工事(次条において「掘削工事」という。)を施工する者は、周辺の地盤及び地下水位に影響を及ぼさないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地下掘削工事の実施の届出)

第80条 規則で定める掘削工事(以下「地下掘削工事」という。)を施工しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 地下掘削工事の場所及び実施の期間
- (3) 掘削する面積及び深さ
- (4) 地下掘削工事の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、地下掘削工事の場所を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(地下水のゆう出量等の報告)

第81条 前条第1項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、地下水のゆう出量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(地下掘削工事に係る指導)

第82条 市長は、地下掘削工事が行われることにより、その周辺の地盤又は地下水位に大きな影響を及ぼすおそれがあると認めるとき

(地下掘削工事の届出)

第74条 条例第80条第1項の規則で定める掘削工事は、揚水機の吐出口の断面積が78平方センチメートルを超える設備を用いて、ゆう出水を排出する工事とする。

2 条例第80条第1項の規定による届出は、工事の開始の日の7日前までに、地下掘削工事施工届出書(第29号様式)によって行わなければならない。

3 条例第80条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下掘削工事の名称又は件名
- (2) 予想されるゆう出水の量及びその処理方法

4 条例第80条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地下掘削工事の場所を示す図面
- (2) 地下掘削工事の場所の付近の見取図
- (3) ゆう出水量計算書
- (4) ゆう出水の処理方法を示す図面
- (5) 地下掘削工事の工程表

(地下水ゆう出量等の報告)

第75条 条例第81条の規定による報告は、地下掘削工事の期間中、毎月5日までに、前月分(前々月の21日から前月の20日までの分をいう。)について、地下水ゆう出量等報告書(第30号様式)によって行わなければならない。

2 条例第81条の規則で定める事項は、地下水のゆう出量とする。

は、当該地下掘削工事を施工する者に対し、工事の方法等について必要な指導及び助言を行うことができる。

#### 第4章 生活環境の保全に関する措置

##### 第1節 廃棄物等の焼却の制限

(廃棄物等の焼却の制限)

第83条 何人も、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。）等による人の健康又は生活環境への支障を防止するため、規則で定める廃棄物焼却炉を用いなく、廃棄物等を焼却してはならない。ただし、公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物等の焼却又は周辺的生活環境に与える影響が軽微である廃棄物等の焼却として規則で定めるものについては、この限りでない。

2 前項に規定する規則で定める廃棄物焼却炉を用いた焼却又は同項ただし書に規定する焼却の場合にあっても、当該焼却を行おうとす

#### 第3章 廃棄物等の焼却の制限

(規則で定める廃棄物焼却炉)

第76条 条例第83条第1項の規則で定める廃棄物焼却炉は、次に掲げる構造に係る要件のすべてを満たす廃棄物焼却炉とする。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下この条において「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物等を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物等を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式その他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(焼却禁止の例外となる廃棄物等の焼却)

第77条 条例第83条第1項ただし書の規則で定める焼却は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物等の焼却
- (2) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物等（廃プラスチック類、ゴム、廃油及び皮革を除く。次号及び第4号において同じ。）の焼却
- (3) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物等の焼却
- (4) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物等の焼却であって軽微なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ないものと認める廃棄物等の焼却

る者は、できる限り周辺的生活環境に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

(焼却停止等の勧告)

第84条 市長は、前条第1項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、人の健康又は生活環境への支障を防止するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

### 第2節 生活排水による水質汚濁の防止

(生活排水による水質汚濁の防止)

第85条 何人も、生活排水（水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。以下同じ。）の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うよう努めなければならない。

(生活排水による水質汚濁の防止の取組の支援)

第86条 市は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための取組を支援するため、広報その他の手段を通じ、水質汚濁の防止に関する知識の普及及び情報の提供に努めるものとする。

### 第3節 生活騒音の防止

(日常生活に伴う騒音による生活環境への配慮)

第87条 何人も、音響機器、空調機器又は自動車の使用その他の日常生活に伴って発生する騒音（以下「生活騒音」という。）により周辺的生活環境を損なうことのないよう配慮しなければならない。

(深夜の静穏保持)

第88条 何人も、深夜においては、相当数の住居が集合している地域及びその周辺において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(生活騒音の防止の取組の支援)

第89条 市は、生活騒音の防止を図るための取組を支援するため、広報その他の手段を通じ、

生活騒音の防止に関する知識の普及及び情報の提供に努めるものとする。

## 第5章 環境への負荷の低減に関する措置

### 第1節 地球環境の保全のための基本的な責務

(地球環境の保全のための基本的な責務)

第90条 何人も、オゾン層を保護するため、オゾン層を破壊する物質の適正な回収、処理等を行い、大気中への排出を防止しなければならない。

2 何人も、地球温暖化を防止するため、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

3 何人も、酸性雨の発生を抑制するため、酸性雨の原因となる硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出の抑制に努めなければならない。

### 第2節 建築物に係る環境への負荷の低減

(建築物環境配慮指針の策定)

第91条 市長は、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）に係る地球温暖化の防止その他の環境への負荷の低減に係る措置について配慮すべき事項についての指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(建築物に係る環境への負荷の低減)

第92条 建築物の新築又は増築（以下「新築等」という。）をしようとする者は、建築物環境配慮指針に基づき、環境への負荷の低減を図るために、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境計画書の作成等)

第93条 規則で定める規模を超える建築物（以下「特定建築物」という。）の新築等しようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置に係る計画

## 第4章 環境への負荷の低減に係る措置

### 第1節 建築物に係る環境への負荷の低減

(特定建築物の規模)

第78条 条例第93条第1項の規則で定める規模は、床面積（増築の場合にあっては増築部分の床面積）の合計が、2,000平方メートルとする。

(建築物環境計画書の届出)

第79条 条例第93条第1項の規定による届出は、

書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。

- (1) 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 地球温暖化の防止のための措置
- (5) その他規則で定める事項

- 2 市長は、規則で定める特定建築物に係る建築物環境計画書の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

（建築物環境計画書の変更）

第94条 前条第1項の規定により建築物環境計画書を届け出た者は、当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他の規則で定める変更についてはこの限りでない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出（前条第2項の規則で定める特定建築物に係るものに限る。）があった場合について準用する。

（工事完了の届出）

第95条 第93条第1項の規定により建築物環境計画書を届け出た者は、特定建築物の新築等に係る工事（前条第1項の変更に係る工事を含む。）が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 第93条第2項の規定は、前項の規定による届出（第93条第2項の規則で定める特定建築物

工事に着手する予定の日の21日前までに、建築物環境計画書届出書（第31号様式）によって行わなければならない。

- 2 条例第93条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資源の適正な利用のための措置
- (2) 建築物の敷地外環境の保全のための措置
- (3) 建築物の環境への負荷の程度を評価するために必要な建築物の性能に関する事項

（建築物環境計画書の公表）

第80条 条例第93条第2項の規則で定める特定建築物は、すべての特定建築物とする。

- 2 条例第93条第2項（条例第94条第2項及び第95条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 住宅都市局内での閲覧
- (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

（建築物環境計画書の変更の届出）

第81条 条例第94条第1項の規定による届出は、建築物環境計画書変更届出書（第32号様式）によって行わなければならない。

（工事完了の届出）

第82条 条例第95条第1項の規定による届出は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了した日から15日以内に、特定建築物工事完了届出書（第33号様式）によって行わなければならない。

に係るものに限る。)があった場合について準用する。

(指導及び助言)

第96条 市長は、特定建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置が、建築物環境配慮指針に照らして不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第97条 市長は、第93条第1項、第94条第1項又は第95条第1項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該届出を行うべきことを勧告することができる。

### 第3節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第98条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い工場等として規則で定めるものを設置し、又は管理している者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を作成し、市長に届け出なければならない。

2 市長は、地球温暖化対策事業者が地球温暖化対策計画書を作成するに当たっての指針

### 第2節 事業活動に伴う地球温暖化の防止

(温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等)

第83条 条例第98条第1項の規則で定める工場等は、年度において使用した化石燃料及び非化石燃料の量(工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の化石燃料及び非化石燃料の使用量を含む。)並びに年度において使用した熱及び電気の量(工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。)をそれぞれエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が800キロリットル以上である工場等とする。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第84条 条例第98条第1項に規定する地球温暖化対策計画書は、工場等が前条に規定する工場等に該当することとなった年度の翌年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第98条第1項の規定による届出は、前項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに、地球温暖化対策計画書届出書(第34号様式)によって行わなければならない。

(以下「地球温暖化対策指針」という。)を定めるものとする。

- 3 市長は、地球温暖化対策指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の実施)

第99条 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化対策の実施に努めなければならない。

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第100条 地球温暖化対策事業者は、第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を市長に届け出たときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

- 2 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化対策の実施の状況を市長に報告するとともに、その内容を公表しなければならない。

- 3 市長は、第98条第1項の規定による届出又は前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(指導、助言等)

第 101条 市長は、地球温暖化対策事業者に対

(地球温暖化対策計画書の公表等)

第85条 条例第100条第1項の規定により公表する地球温暖化対策計画書及び同条第2項の規定により公表する地球温暖化対策の実施の状況の内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の状況
- (2) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策指針に定める事項

2 条例第100条第1項及び第2項の規定による公表は、地球温暖化対策事業者の工場等における備置き、掲示その他の容易に閲覧できる場所、時間等に配慮した方法により行うものとする。

3 条例第100条第1項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策計画書を提出した日から同計画書の計画期間の終了日までとする。

4 条例第100条第2項の規定による地球温暖化対策の実施の状況の報告は、毎年度7月末日までに、前年度分について、地球温暖化対策実施状況報告書（第35号様式）によって行わなければならない。

5 条例第100条第2項の規定による公表の期間は、地球温暖化対策実施状況報告書を提出した日から90日間とする。

6 条例第100条第3項の規定により公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

7 条例第100条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 環境局内での閲覧
- (2) インターネットの利用その他の適切な方法による公表

し、地球温暖化対策計画書の作成及び前条第2項の地球温暖化対策の実施の状況について、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 市長は、地球温暖化対策事業者以外の者に対し、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進するために必要な助言及び情報の提供に努めるものとする。

(勧告)

第102条 市長は、地球温暖化対策事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 第98条第1項の規定による届出又は第100条第2項の規定による報告をしなかったとき。  
(2) 第100条第1項又は第2項の規定による公表をしなかったとき。

#### 第4節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

##### 第1款 自動車公害対策の推進

(総合的な施策の推進)

第103条 市は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に伴い発生する公害を防止するため、公共交通機関の整備及び利用の促進、低公害車の普及その他の総合的な施策（以下「自動車公害対策」という。）の推進に努めなければならない。

(自動車公害対策への協力)

第104条 自動車の製造、販売、整備等を業とする者及び自動車の所有者又は使用者は、市が実施する自動車公害対策に協力しなければならない。

##### 第2款 自動車公害対策推進協議会

(自動車公害対策推進協議会の設置)

第105条 自動車公害対策を総合的かつ計画的に推進するため、名古屋市自動車公害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

#### 第3節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減

第106条 協議会は、自動車公害対策の総合的かつ計画的な推進に関し、関係機関、関係団体等相互の間における緊密な連絡協議を図るものとする。

(委任)

第107条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(組織)

第86条 名古屋市自動車公害対策推進協議会(以下「協議会」という。)の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の役員若しくは職員又は学識経験者等のうちから市長が委嘱する者
- (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者

(任期)

第87条 前条第1号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第88条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第89条 協議会の会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(専門部会)

第90条 協議会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会から付議された事項について協議する。
- 3 専門部会は、部会長及び専門委員で組織する。
- 4 部会長は、協議会の会長が指名する。
- 5 専門委員は、次に掲げる者とする。
  - (1) 協議会の委員又は幹事のうちから会長が指名する者
  - (2) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員又は学識経験者のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 本市職員のうち、市長が指名する職にあ

る者

- 6 第88条第3項及び第4項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第88条第4項中「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長の指名する専門委員」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、必要の都度、専門部会における協議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第91条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、次に掲げる者とする。
  - (1) 関係行政機関及び関係事業者団体等の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 本市職員のうち、市長が指名する職にある者
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補佐する。

(幹事会)

第92条 幹事会は、幹事をもって構成し、協議会の協議事項を整理する。

- 2 会長の指名する幹事は、幹事会を招集し、その会議の議長となる。

(庶務)

第93条 協議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第94条 第86条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、協議会が定める。

### 第3款 自動車の効率的な使用等

(自動車の効率的な使用等)

- 第108条 自動車を使用する者は、事業活動又は日常生活その他の活動において、自動車の効率的な使用、公共交通機関の利用等により、自動車の利用を抑制するよう努めなければならない。
- 2 自動車を所有し、又は使用する者は、自動車の適正な整備及び運転を行うことにより、自動車の使用に伴う排出ガス（自動車の運行

(排出ガス)

第95条 条例第108条第2項の規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一酸化炭素

に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物その他の物質で規則で定めるものをいう。以下同じ。)及び騒音を最小限にとどめるよう努めなければならない。

(低公害車の購入等)

第109条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、排出ガスが発生しないか、若しくは排出ガスの発生量が相当程度少ない自動車又は排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

#### 第4款 アイドリング・ストップ

(自動車を運転する者の責務)

第110条 自動車を運転する者は、アイドリング・ストップ(自動車を駐車し、又は停車するときにおける原動機の停止をいう。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(自動車を事業の用に供する者の責務)

第111条 自動車を事業の用に供する者は、その管理する自動車の運転者が、前条の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない。

(駐車場の設置者等の周知義務)

第112条 規則で定める規模以上の駐車場を設置し、又は管理する者は、看板、放送、書面等により、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう周知しなければならない。

- (2) 炭化水素
- (3) 鉛化合物
- (4) 窒素酸化物
- (5) 粒子状物質
- (6) 二酸化炭素
- (7) 黒煙

(アイドリング・ストップの特例)

第96条 条例第110条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第7条の規定により信号機の表示する信号等に従って自動車を停車する場合その他同法の規定により自動車を停車する場合
- (2) 交通の混雑その他の交通の状況により自動車を停車する場合
- (3) 人を乗せ、又は降ろすために自動車を停車する場合
- (4) 自動車の原動機を貨物の冷蔵等に用いる装置その他の附属装置(自動車の運転者室及び客室の冷房又は暖房を行うための装置を除く。)の動力として使用する場合
- (5) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定する自動車が当該緊急用務に使用されている場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ないと認められる場合

(駐車場の規模)

第97条 条例第112条の規則で定める規模は、自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートルとする。

(アイドリング・ストップの違反に係る勧告)

第113条 市長は、前2条の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

#### 第5款 自動車環境情報の周知

(自動車環境情報の周知)

第114条 新車（過去に道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車で規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の販売を業とする者のうち、市内に事業所を有する者は、当該事業所において販売する新車に係る排出ガスその他の規則で定める項目に係る情報（以下この条において「自動車環境情報」という。）を記載した書面等を、当該事業所に備え置くとともに、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報を記載した書面等を交付し、及びその説明をしなければならない。

(自動車環境情報の説明等を要する新車)

第98条 条例第114条の規則で定める自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び被けん引自動車を除いたものとする。

(自動車環境情報)

第99条 条例第114条の規則で定める項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量
  - ア 一酸化炭素
  - イ 炭化水素
  - ウ 窒素酸化物
  - エ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。カにおいて同じ。）
  - オ 二酸化炭素（専ら乗用の用又は人の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車（乗車定員が10人以下のものに限る。）、貨物の運送の用に供する小型自動車並びに軽自動車である場合に限る。第5号において同じ。）
  - カ 黒煙
- (2) その他自動車の運行に伴い発生する次に掲げる物質の量
  - ア 非メタン炭化水素の排出量（天然ガスを燃料とする自動車である場合に限る。）
  - イ ホルムアルデヒドの排出量（メタノールを燃料とする自動車である場合に限る。）
- (3) 加速走行騒音（自動車騒音の大きさの許容限度（昭和50年環境庁告示第53号）における加速走行騒音をいう。）の大きさ
- (4) 燃料の種別
- (5) 燃料消費率
- (6) エアコンの冷媒の種類及びその使用量

**第5節 環境保全上健全な水循環の確保**

(環境保全上健全な水循環の確保)

第115条 何人も、環境への負荷の低減を図るため、水の循環的な利用に努める等環境保全上健全な水循環機能の維持及び回復(以下「環境保全上健全な水循環の確保」という。)に配慮しなければならない。

2 市は、環境保全上健全な水循環の確保に資する都市施設の整備とともに、水の循環的な利用に配慮した事業活動の促進、生活習慣の定着等を図るための普及啓発に努めなければならない。

(雨水の地下浸透の促進)

第116条 市長は、環境保全上健全な水循環の確保を図るため、雨水を地下へ浸透させるための指針(以下「雨水浸透指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、雨水浸透指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

3 市民及び事業者は、雨水浸透指針の定めるところに従い、雨水浸透施設の設置等雨水浸透を促進するための措置を講ずるよう努めなければならない。

**第6章 市、市民及び事業者のパートナーシップ**

(市、市民及び事業者のパートナーシップの確保)

第117条 市、市民及び事業者は、環境に関する問題意識を共有し、それぞれの責任と役割を果たしながら、自主的な取組を実践していくことができるよう、相互の連携及び協働(以下「パートナーシップ」という。)の確保に努めなければならない。

(市民及び事業者との円滑なコミュニケーションの確保)

第118条 市は、市、市民及び事業者のパートナーシップの確保を図るため、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者との円滑なコミュニケーションの確保に努めるものとする。

(地域住民との円滑なコミュニケーションの確保)

保)

第119条 事業者は、事業活動による生活環境への影響に関する情報を積極的に提供すること等により、地域住民との円滑なコミュニケーションの確保に努めるものとする。

(調査等への協力)

第120条 市民及び事業者は、市が行う環境の保全に関する調査その他の施策の実施（第127条の規定に基づき報告、検査等を求める場合を除く。以下この条において「調査等の実施」という。）に際し、調査等の実施のために必要な限度において、その所有し、又は占有する土地、建物等に市の職員が立ち入り、又は調査試料の提供を求めること等に対し、協力するよう努めなければならない。

## 第7章 雑則

(環境情報の公表)

第121条 市長は、常時監視その他の環境の状況に関する測定調査の結果等市域における環境の状況に関する情報に関し、速やかに公表することを原則として、その基準、時期、方法等を示した指針を定めるものとする。

2 市長は、前項に規定する指針を定め、又は変更したときは、その内容を公表するものとする。

(事業者情報の提供)

第122条 市長は、環境に係わる事業者の情報のうち、市民の健康を保護し、良好な生活環境を確保するために、公にすることが必要と認められるものについては、当該事業者による自主的な公表を促すとともに、これを積極的に市民へ提供するものとする。

(調査の請求)

第123条 現に公害に係る被害を受け、又は受けるおそれがある者は、規則で定めるところにより、市長に対し、当該公害の状況及びその原因について、調査を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による調査の請求があったときは、規則で定める場合を除き、必要な調査を行わなければならない。この場合に

## 第5章 雑則

(調査の請求)

第100条 条例第123条第1項の規定による調査の請求は、調査請求書（第36号様式）を区長を経由して提出することによって行わなければならない。

(調査を行わない場合)

第101条 条例第123条第2項の規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法律又は条例の規定に基づき、工場等の

において、請求に係る調査を行う必要がないと認めるときは、請求者及び当該請求に係る区域の地域環境審議会に対し、速やかに、理由を付してその旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により必要な調査を行ったときは、その結果を請求者及び当該請求に係る区域の地域環境審議会に通知しなければならない。

(規制措置の申立て)

第124条 現に公害に係る被害を受け、又は受けるおそれがある者は、規則で定めるところにより、市長に対し、規制措置（この条例の規定による命令その他の処分をいう。以下同じ。）を講ずるよう申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の規定による規制措置の申立てがあったときは、求める規制措置の内容と被害の状況を勘案し、当該申立てが著しく均衡を欠く場合その他申立てに係る規制措置を講じないことについて相当の理由があると認める場合を除き、必要な規制措置を講じなければならない。この場合において、当該申立てに係る規制措置を講ずる必要がないと認めるときは、申立人及び当該申立てに係る区域の地域環境審議会に対し、申立てのあった日から30日以内に、理由を付してその旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、第1項の規定による申立てに基づき、必要な規制措置を講じたときは、申立人及び当該申立てに係る区域の地域環境審議会に対し、速やかに、当該申立てに基づき講じた規制措置の内容を通知しなければならない。

(勧告)

第125条 市長は、この条例の規定により勧告する場合のほか、事業活動その他の活動に伴い生ずる障害によって人の健康又は生活環境に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合においては、その事態を発生させ、又は発生させるおそれがある者に対し、期限を定めて、その事態を除去し、又は防止するために必要な限度において、当該事態を除去し、又は防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

設置者等に調査が義務づけられている事項に係る調査を求めるものであるとき。

- (2) 過去の調査又は近隣若しくは類似の調査の結果をもって、請求に係る調査に代えることが合理的と認められるとき。  
 (3) その他請求に係る調査を行わないことについて、合理的かつ正当な理由があると認められるとき。

(規制措置の申立て)

第102条 条例第124条第1項の規定による規制措置の申立ては、規制措置申立書（第37号様式）を区長を経由して提出することによって行わなければならない。

## (違反者等の氏名等の公表)

第126条 市長は、第33条、第36条第2項、第56条第2項、第76条、第84条、第102条、第113条又は前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称及びその状況（以下「氏名等」という。）を公表することができる。

- 2 市長は、改善命令その他のこの条例の規定による命令を行うときは、当該命令を受けることとなる者の氏名等を公表することができる。
- 3 前2項に定める場合のほか、市長は、この条例の規定に違反して著しく公害を発生させている者（次項において「違反者」という。）があると認めるときは、その者の氏名等を公表することができる。
- 4 市長は、前3項の規定により公表をしようとする場合は、当該勧告を受けた者若しくは命令を受けることとなる者又は違反者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

## (報告、検査等)

第127条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は関係人に対し、必要な報告を求め、又は資料を提出させることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、工場等その他の場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を検査させ、関係人に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## (委任)

第128条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## (身分証明書)

第103条 条例第127条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式のとおりとする。

## (提出書類の部数)

第104条 条例の規定により提出する申請書、届出書又は報告書その他の書類には、その写し1通を添付しなければならない。

(提出書類の省略)

第105条 市長は、条例又はこの規則に基づき事業者等が提出すべき書類について、法律又は他の条例に基づいて既に提出されている書類と内容が同様であることにより提出の必要がないと認めるときは、条例又はこの規則に基づく書類の提出を省略させることができる。

## 第8章 罰則

第129条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条、第22条第2項、第35条第2項、第38条第2項、第44条第2項、第50条第2項、第54条第2項、第55条第3項、第57条の2第2項、第58条の2第4項、第58条の5第4項、第58条の7第4項、第58条の9第4項、第60条第4項、第60条の4、第69条又は第70条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第58条の3の規定に違反した者

第130条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定による許可を受けないで大気規制工場を設置した者
- (2) 第18条第1項の規定による許可を受けないで第16条第2項第3号又は第4号に掲げる事項を変更した者
- (3) 第64条第1項の規定による許可を受けないで地下水を採取している者
- (4) 第66条第1項の規定による許可を受けないで第64条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を変更した者

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第7項（第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反して認定を受けないで大気規制工場の使用を開始した者
- (2) 第17条第1項、第30条第1項、第58条の7第1項、第58条の9第1項、第60条第1項若しくは第2項又は第65条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- (3) 第60条の2の規定に違反して、管理汚染土壌を運搬した者
- (4) 第60条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- (5) 第60条の5第1項（同条第2項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第1項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (6) 第60条の5第3項前段又は第4項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
- (7) 第60条の5第3項後段（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を回付しなかった者
- (8) 第60条の5第5項、第7項又は第8項（これらの規定を同条第9項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者
- (9) 第60条の6第1項又は第2項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者
- (10) 第60条の6第3項の規定に違反して、送付をした者

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第31条第1項、第32条第1項又は第37条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第127条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第133条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第129条から前条までに規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第134条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の過料に処する。

- (1) 第16条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）、第19条（第34条において準用する場合を含む。）、第20条第3項（第34条及び第68条において準用する場合を含む。）、第37条第2項、第48条第2項、第56条第1項（第57条の2第3項において準用する場合を含む。）、第58条の7第2項若しくは第3項、第58条の9第2項若しくは第3項、第60条第3項、第60条の5第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）又は第67条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第49条第2項の規定に違反して特定化学物質等適正管理書の届出をしなかった者
- (3) 第57条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第60条の7第1項の規定に違反して生活環境影響調査を行わず、又は同条第2項の規定による計画書の提出をせず、若しくは虚偽の計画書を提出した者
- (5) 第71条第1項の規定に違反して水量測定器を設置せず、又は同項若しくは同条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第14条第2項（第28条第3項、第38条第3項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第2項、第62条第2項及び第63条第3項において準用する場合を含む。）、第24条第3項及び第4項、第45条第2項及び第3項、第46条第1項及び第2項、第52条、第91条、第98条第2項及び第3項、第116条第1項及び第2項、第121条、次条並びに附則第9条（第5条の2第3項に係る部分に限る。）の規定は公布の日から、第48条から第50条まで、第92条から第97条まで、第98条第1項、第99条から第102条まで、第129条（第50条第2項に係る部分に限る。）並びに第134条第1号（第48条第2項に係る部分に限る。）及び第2号の規定は平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第2章第4節並びに第4章第1節及び第2節の規定は平成16年4月1日から施行する。

## (経過措置)

第2条 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の名古屋市公害防止条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定に基づき市長と公害防止協定（旧条例附則第2項の規定により同条の規定に基づく公害防止協定とみなされている公害防止に関する協定を含む。以下同じ。）を締結している事業者は、この条例の公布後、名古屋市環境基本条例第12条の規定に基づく環境の保全に関する協定（以下「環境保全協定」という。）の締結に向けて市長と協議を行うよう努めるものとする。

2 前項に規定する協議の結果、環境保全協定の締結に至らなかった事業者に係る公害防止協定は、なおその効力を有するものとする。

第3条 旧条例又は県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号）による改正前の愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号。以下「旧県条例」という。）の規定に基づく規制基準又は指定地域（以下この条において「規制基準等」という。）をこの条例の規定に基づく規制基準等とする場合にあつては、第14条第2項（第28条第3項、第38条第3項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第2項、第62条第2項及び第63条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、名古屋市環境審議会の意見を聴くことを要しないものとする。

第4条 この条例の施行前に旧条例又は旧県条例の規定によりされた許可、命令その他の処分等又はこの条例の施行の際現に旧条例又は旧県条例の規定によりされている申請、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当の規定に基づいてされた処分等又は手続とみなす。

## (経過措置)

2 この規則の施行の際現に原動機の定格出力が3.75キロワット以上の圧縮機（空気圧縮機を除く。）を工場等（当該施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、平成16年3月31日までに、騒音・振動発生施設設置（使用）届出書（第8号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項に規定する者にあつては、平成16年3月31日までの間は、この規則による改正後の市民

	<p>の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）別表第9の規定は適用しない。</p> <p>4 この規則による改正前の名古屋市公害防止条例施行細則（以下「旧規則」という。）別表第5備考第3号又は第4号に掲げる揚水設備に係る揚水規制基準の適用については、なお従前の例による。</p> <p>5 県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号）による改正前の愛知県公害防止条例施行規則（昭和46年愛知県規則第75号。以下「旧県規則」という。）附則第14項又は第15項に規定する揚水設備（前項に規定する揚水設備を除く。）に係る許可の基準の適用については、なお従前の例による。</p> <p>6 この規則の施行の際現に新規則第69条第4項の規定により新たに揚水量及び地下水位を測定しなければならないこととなる揚水設備により地下水を採取している者にあつては、平成16年3月31日までの間は、同条第5項の規定は適用しない。</p>
<p>第5条 この条例の施行の際現に第72条第1項に規定する井戸設備により地下水を採取している者は、この条例の施行の日から60日以内に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、第72条第1項の規定による届出をした者とみなす。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、この条例の施行前に当該井戸設備の設置を市長に報告している者は、第72条第1項の規定による届出をした者とみなす。</p>	<p>7 条例附則第5条第1項の規定による届出は、井戸設備設置届出書（第27号様式）によって行わなければならない。</p>
<p>第6条 この条例の施行の際現に第80条第1項に規定する地下掘削工事を施工している者は、この条例の施行の日から60日以内に、規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、この条例の施行の日から60日以内に工事を完了することが確実にであると認められる者については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、第80条第1項の規定による届出をした者とみなす。</p>	<p>8 条例附則第6条第1項の規定による届出は、地下掘削工事施工届出書（第29号様式）によって行わなければならない。</p>
<p>第7条 第93条から第97条までの規定は、平成16年3月31日までに建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がなされた特定建築物につい</p>	

では、適用しない。

9 平成16年4月1日に現に存する工場等に係る第83条の規定の適用については、同条中「年度」とあるのは、「平成15年4月1日から平成16年3月31日まで」とする。

10 この規則施行の際現に旧規則又は旧県規則に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、新規則の様式を満たすよう修正して使用することができる。

(特定化学物質の取扱量の把握等に関する特例)

11 平成21年度において把握すべき条例第48条第1項に規定する特定化学物質の取扱量（以下この項において「取扱量」という。）及び平成22年度において届け出るべき取扱量並びに平成21年度において作成し、又は変更すべき条例第49条第1項に規定する特定化学物質等適性管理書については、第2条及び第43条第1項第1号の規定にかかわらず、第2条に規定する条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第356号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（以下「旧令」という。）別表第1に規定する第1種指定化学物質とし、第43条第1項第1号に規定する条例第48条第1項の規則で定める要件は、旧令第3条各号に掲げる業種に属する事業を営む者とする。

12 令和5年度において届け出るべき条例第48条第2項に規定する特定化学物質の取扱量については、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する条例第2条第5号の規則で定める化学物質は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第288号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令別表第1に規定する第1種指定化学物質とする。

第8条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(名古屋市環境基本条例の一部改正)

第9条 名古屋市環境基本条例の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

## (環境目標値)

第5条の2 市長は、大気の汚染、水質の汚濁等に係る環境上の条件について、それぞれ、市民の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標値（以下「環境目標値」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、環境行政を総合的かつ計画的に推進していく上での目標又は指針として、環境目標値の達成維持に努めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により、環境目標値を定め、又は改定するに当たっては、あらかじめ、名古屋市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境目標値を定め、又は改定したときは、これを告示しなければならない。

## (環境目標値に係る経過措置)

第10条 この条例の施行の際現に旧条例第7条第1項の規定に基づき定められている環境目標値は、前条の規定による改正後の名古屋市環境基本条例第5条の2第4項の規定に基づき環境目標値が告示されるまでの間は、同条第1項の規定に基づき定めた環境目標値とみなす。

附 則 （平成17年条例第39号）抄  
(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

## (経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による改正前の環境保全条例第5条第3項の規定によりされている緑化に係る手続は、第25条の規定によりされているものとみなす。

附 則 （平成20年条例第37号）抄  
(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日（以下「施

附 則 （平成17年規則第158号）抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する

附 則 （平成18年規則第173号）  
この規則は、公布の日から施行する

附 則 （平成18年規則第180号）  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

行日」という) から施行する。

附 則 (平成23年条例第43号) 抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。) から施行する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(以下「新条例」という。) 第75条の2の規定は、施行日以後に井戸設備により地下水を採取している者について適用する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過措置)

- 3 新条例第100条第2項、第102条及び第126条の規定は、平成24年度以後の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用する。

附 則 (平成24年条例第62号)  
(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。) から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 第2条 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(以下「新条例」という。) 第52条の規定に基づく土壌汚染等対策指針の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 第3条 施行日前にこの条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(以下「旧条例」という。) 第54条第1項の規定により調査に着手した者に係る同条第2項の規定による報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成21年規則第115号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第10号)  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。) から施行する。

(井戸設備に係る揚水量等の測定及び報告に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則(以下「新規則」という。) 第73条の2第2項の規定は、施行日以後に井戸設備により地下水を採取している者について適用する。

(地球温暖化対策の実施の状況の報告等に関する経過措置)

- 3 新規則第84条及び第85条第4項の規定は、平成24年度以降の年度を計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画書を作成すべき地球温暖化対策事業者について適用する。

附 則 (平成25年規則第15号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第41条、別表第3備考及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 施行日前に旧条例第56条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第55条、第56条及び第57条第2項から第4項までの規定による手続きについては、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に前2項の規定により報告された調査は、新条例第57条の2に規定する土壤汚染等調査とみなす。

第4条 新条例第57条第1項の規定は、施行日以後に土地の形質の変更（新条例第55条第1項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）に着手する者（施行日前に当該土地の形質の変更に係る土地について旧条例第57条第1項の規定による報告をした者を除く。）について適用する。この場合において、施行日から起算して30日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対する新条例第57条第1項の適用については、同項中「当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに」とあるのは「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

第5条 新条例第57条の2の規定は、施行日以後に同条に規定する自主調査に着手する者について適用する。

第6条 施行日前に旧条例第58条第1項の規定により計画書の作成に着手した者に係る旧条例第58条及び第59条の規定による手続きについては、なお従前の例による。

- 2 施行日前に旧条例第54条第2項の規定により報告された土地又は旧条例第55条第1項若しくは第2項若しくは第57条第2項の規定による調査の結果、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染状態が旧条例第54条第2項に規定する規則で定める基準に適合しないことが判明した土地であって、この条例の施行の際現に当該基準に適合しない土地の区域は、新条例第58条の8第2項に規定する形質変更時届出管理区域とみなす。
- 3 施行日以後に前項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域において当該土地の形質の変更に着手する者であって、施行日前に当該土地の形質の変更につい

て旧条例第58条第1項の規定による届出をした者は、新条例第58条の9第1項の規定による届出をしたものとみなす。

第7条 新条例第58条の6の規定は、施行日以後に土壤汚染対策法第11条第1項の規定により指定された土地の区域について適用する。

第8条 施行日以後に附則第6条第2項の規定により形質変更時届出管理区域とみなされた土地の区域に係る新条例第59条第1項の適用については、同項中「調整し」とあるのは「相当の期間内に調整し」と読み替えるものとする。

第9条 新条例第60条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

第10条 旧条例第57条第1項に規定する大規模土地改変者に係る旧条例第60条第1項の規定による記録の作成及び保管並びに同条第2項の規定による記録の承継については、なお従前の例による。

第11条 施行日前にした旧条例第55条第3項（第57条第4項及び第59条第5項において準用する場合を含む。）、第56条第2項（第57条第3項及び第58条第2項において準用する場合を含む。）及び第59条第2項の規定に基づく勧告並びに第59条第3項の規定に基づく命令については、なお従前の例による。

2 附則第6条第1項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第11号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年名古屋市規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年名古屋市規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 附 則（平成30年条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則（平成31年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第61条の2第1項の規定は、施行日以後に受けた土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）第2条の規定による改正後の土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第8項の規定による命令に係る土地について適用し、この条例による改正前の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「旧条例」という。）第61条の2第1項に規定する第55条第1項及び第2項の規定による調査については、なお従前の例による。

第3条 施行日前に旧条例第61条の2第2項第3号に規定する指示を受けた者が行う同号に規定する行為については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行日前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 附 則（平成27年規則第90号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。ただし、別表第2備考の改正規定は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 附 則（平成29年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

## 附 則（平成30年規則第54号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則（平成31年規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第51条ただし書の規定は、施行日から起算して30日を経過する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第55条第1項に規定する土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）について適用し、施行日から起算して30日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

## 附 則（令和元年規則第11号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第123号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第45号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則別表第18から別表第20までの規定は、施行日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）第57条の2に規定する土壤汚染等調査及び自主調査並びに条例第60条第1項に規定する土壤汚染等対策指針で定める方法による調査（以下「土壤汚染等調査等」という。）について適用し、施行日前に着手した土壤汚染等調査等については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に条例第58条の2第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の除去等の措置及び条例第58条の5第1項の規定による指示を受けた者に係る汚染の拡散の防止等の措置については、なお従前の例による。

附 則（令和3年規則第78号）

（施行期日）

- 第1条 この規則は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第50条の改正規定、第52条及び第52条の2の改正規定並びに同条の次に2条を加える改正規定（第52条の3に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 第2条 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則第53条の12、第53条の13、第53条の17及び第53条の18の規定並びに第17号様式及び第17号様式の2は、施行日から起算して14日を経過

附 則（令和3年条例第39号）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、令和3年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第57条の2の見出しの改正規定、同条に2項を加える改正規定、第129条第1号の改正規定及び第134条第1号の改正規定（「第56条第1項」の次に「（第57条の2第3項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 第2条 この条例による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（以下「新条例」という。）第57条の2第2項及び第3項の規定は、一部施行日以後に同条第1項に規定する自主調査に着手する者について適

用する。

第3条 新条例第60条第1項の規定は、施行日から起算して14日を経過する日以後に管理汚染土壌を当該管理区域（同項に規定する管理区域をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該管理汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用する。

附則（令和7年条例第21号）  
（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 この条例の施工後にした行為に対して、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第11条第2項及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第1号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑の刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）が含まれるときは、懲役はその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

する日以後に着手する市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第55条第1項に規定する土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）について適用し、施行日から起算して14日を経過する日前に着手した土地の形質の変更については、なお従前の例による。

附則（令和4年規則第19号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和4年規則第113号）  
（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（以下「新規則」という。）第12号様式は、令和6年度以降における市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第48条第2項の規定による届出について適用し、令和5年度における同項の規定による届出については、なお従前の例による。

3 新規則第13号様式は、令和6年度以降における新規則第45条第1項の規定による請求について適用し、令和5年度における同項の規定による請求については、なお従前の例による。

附則（令和4年規則第19号）  
この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附則（令和6年規則第2号）  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年規則第21号）  
この規則は、令和7年6月1日から施行する。

別表第1（第7条関係） 窒素酸化物排出施設

1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	日本産業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が8平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生のために供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が1日当たり5トン以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（16の項に掲げるものを除く。）	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上であること。
4	金属の精錬のために供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（16の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造のために供する溶解炉（16の項及び22の項から24の項までに掲げるものを除く。）	火格子面積（火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。）が0.5平方メートル以上であるか、羽口面断面積（羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。以下同じ。）が0.25平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が150キロボルトアンペア以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理のために供する加熱炉（25の項に掲げるものを除く。）	火格子面積が0.8平方メートル以上であるか、
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造のために供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上であること。
8	石油の精製のために供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が1時間当たり100キログラム以上であること。
9	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり3リットル以上であること。

10	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が0.8平方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が80キロボルトアンペア以上であること。
11	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（24の項に掲げるものを除く。）	
12	乾燥炉（16の項及び21の項に掲げるものを除く。）	
13	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が600キロボルトアンペア以上であること。
14	廃棄物焼却炉	火格子面積が2平方メートル以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり150キログラム以上であること。
15	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル以上であること。
16	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.3トン以上であるか、火格子面積が0.3平方メートル以上であるか、羽口面断面積が0.15平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり10リットル以上であること。
17	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.05立方メートル以上であること。
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり2リットル以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）のうち光ニトロソ化法によるカプロラクタムの製造の用に供し、又は亜硝酸ナトリウムを用いてニトロソ化反応若しくはジアゾ化反応を行う工程に供する塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあつては塩素換算量）の処理能力が1時間当たり30キログラム以上であること。
20	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合	原料として使用するりん鉱石の処理能力が1時

	肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉及び溶解炉	間当たり 50 キログラム以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 150 キロボルトアンペア以上であること。
21	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上であるか、火格子面積が 0.8 平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 40 リットル以上であること。
22	鉛の第 2 次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
23	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 2 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 10 キロボルトアンペア以上であること。
24	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量が 0.08 立方メートル以上であるか、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 2 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 10 キロボルトアンペア以上であること。
25	金属製品の熱処理施設（処理剤としてシアン化合物を使用するものに限る。）	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 5 リットル以上であるか、又は変圧器の定格容量が 20 キロボルトアンペア以上であること。
26	硝酸又はニトロシル硫酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸又はニトロシル硫酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が 1 時間当たり 100 キログラム以上であること。
27	コークス炉	原料の処理能力が 1 日当たり 20 トン以上であること。
28	ガスタービン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。
29	ディーゼル機関（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 20 リットル以上であること。
30	ガスエンジン（非常用のものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 10 リットル以上であること。
31	溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。

別表第2（第7条関係） 燃料の量の重油の量への換算

1	重油	1 リットル	1 リットル
2	原油又は軽油		0.95 リットル
3	灯油又はナフサ		0.90 リットル
4	石炭	1 キログラム	0.65 リットル
5	コークス		0.75 リットル
6	木材		0.40 リットル
7	液化天然ガス		1.30 リットル
8	液化石油ガス		1.20 リットル
9	都市ガス	1 立方メートル(温度0度、圧力1気圧の状態に換算したもの)	1.066 リットル
10	その他の燃料	1 リットル(固体燃料にあつては1キログラム、気体燃料にあつては温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル)	当該燃料の量1リットル(固体燃料にあつては1キログラム、気体燃料にあつては温度零度、圧力1気圧の状態に換算した1立方メートル)当たりの発熱量に相当する発熱量を有する重油(重油1リットル当たりの総発熱量は38,930.265キロジュールとする。)の量(リットル)
備考 都市ガスとは、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第3項に規定するガス小売事業者(同条第1項に規定する特定ガス発生施設においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する者を除く。)及び同条第6項に規定する一般ガス導管事業者(同条第5項に規定する最終保障供給を行う者に限る。)により供給されるガスをいう。			

別表第3（第7条関係） 原料の量の重油の量への換算

1	別表第1の3の項に掲げる焙焼炉又は焼結炉において用いられる原料	1キログラム	当該原料の量1キログラムの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油（重油1リットルの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97グラムとする。）の量（リットル）
2	別表第1の4の項に掲げる転炉又は平炉において用いられる原料		
3	別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔において用いられる原料		
4	別表第1の13の項に掲げる電気炉において用いられる原料		
5	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉において用いられる焼却物	都市ゴミ	0.56リットル
		下水汚泥	0.25リットル
		一般廃棄物（都市ゴミを除く。）	0.94リットル
		産業廃棄物（都市ゴミ及び下水汚泥を除く。）	当該原料の量1キログラムの処理に伴い平均的に発生する窒素酸化物の量に相当する量の窒素酸化物を燃焼に伴い発生する重油（重油1リットルの燃焼に伴い発生する窒素酸化物の量を1.97グラムとする。）の量（リットル）
6	別表第1の16の項に掲げる焙焼炉、焼結炉又は転炉において用いられる原料		
7	別表第1の19の項に掲げる塩化水素反応施設又は塩化水素吸収施設において用いられる原料		
8	別表第1の26の項に掲げる吸収施設、漂白施設又は濃縮施設において用いられる原料		
9	その他の窒素酸化物排出施設（主たる熱源が電気であるものに限る。）において用いられる原料		
備考			
<p>1 都市ゴミとは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2項第1項及び第11条第2項の規定に基づき処分される廃棄物をいう。以下別表第5附表において同じ。</p> <p>2 下水汚泥とは、下水道法第2条第6号に規定する終末処理場において、下水の処理に伴い生ずる汚泥をいう。以下別表第5附表において同じ。</p>			

別表第 4 (第 7 条関係) 窒素酸化物の排出特性を勘案した燃料又は原料の量の重油の量への  
換算係数

1	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち石炭 (水又は油との混合物を含む。) を燃焼させるもの	3.3
2	別表第 1 の 1 の項に掲げるボイラーのうち C 重油を燃焼させるもの	1.9
3	別表第 1 の 3 の項に掲げる煨 <sup>か</sup> 焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	3.0
4	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうち石炭焼成炉	3.5
5	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	4.0
6	別表第 1 の 10 の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.6
7	別表第 1 の 10 の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの	3.0
8	別表第 1 の 27 の項に掲げるコークス炉のうちオットー型のもの	3.0
9	別表第 1 の 28 の項に掲げるガスタービン	3.0
10	別表第 1 の 29 の項に掲げるディーゼル機関	25.0
11	別表第 1 の 30 の項に掲げるガスエンジン	30.0
12	前各項に掲げるもの以外のもの	1.0

別表第5（第8条関係） 大気規制基準

$$Q = a \{ \sum (C_1 \cdot F_1) + \sum (C_2 \cdot F_2) \}^b$$

備考

この表の式において、Q、F<sub>1</sub>、F<sub>2</sub>、C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>、a及びbは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 大気規制工場から排出が許容される窒素酸化物の量(単位 窒素酸化物をすべて二酸化窒素に換算したグラム毎時)

F<sub>1</sub> 大気規制工場に平成元年9月30日現に設置されている窒素酸化物排出施設(休止しているもの及び予備となっているものを除き、平成元年9月30日以前に設置の工事が着手されていたものを含む。以下C<sub>1</sub>の項において同じ。)を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油の量へ換算したもの(単位 リットル毎時)。この場合において、燃料及び原料の量の重油の量への換算の方法は、別表第2又は別表第3の第2欄に掲げる燃料又は原料の種類ごとにそれぞれ該当する表の第3欄に掲げる量を該当する表の第4欄に掲げる重油の量に換算するものとする。

F<sub>2</sub> 大気規制工場に平成元年10月1日以後に新たに設置される窒素酸化物排出施設(休止しているもの、予備となっているもの及び平成元年9月30日以前に設置の工事が着手されていたものを除く。以下C<sub>2</sub>の項において同じ。)を定格能力で運転する場合において使用される燃料及び原料の量を重油の量へ換算したもの(単位 リットル毎時)。この場合において、燃料及び原料の量の重油の量への換算の方法は、前項と同様とする。

C<sub>1</sub> 大気規制工場に平成元年9月30日現に設置されている窒素酸化物排出施設の種類によるこの表の附表の第2欄に掲げる区分により、同表の第3欄に掲げる値

C<sub>2</sub> 大気規制工場に平成元年10月1日以後に新たに設置される窒素酸化物排出施設の種類によるこの表の附表の第2欄に掲げる区分により、同表の第4欄に掲げる値

a 3.705

b 0.94

附表

1	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちF <sub>1</sub> 又はF <sub>2</sub> が4,000以上のもの	0.70	0.60
2	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち気体燃料(液化石油ガスを除く。)を専焼させるもの(前項に掲げるものを除く。)	0.90	0.80
3	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうちC重油を燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.30	1.10
4	別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料(石炭に水又は油を加えた混合物を含む。)を燃焼させるもの(1の項に掲げるものを除く。)	1.60	1.30
5	別表第1の1の項に掲げるボイラー(前各項に掲げるものを除く。)	1.00	0.85
6	別表第1の2の項に掲げるガス発生炉及び加熱炉	0.40	0.35
7	別表第1の3の項に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉	0.90	0.85
8	別表第1の3の項に掲げる焼結炉	0.95	0.90

9	別表第1の3の項に掲げる煨 <sup>か</sup> 焼炉のうちアルミナの製造の用に供するもの	2.10	1.50
10	別表第1の3の項に掲げる煨 <sup>か</sup> 焼炉（前項に掲げるものを除く。）	0.70	0.60
11	別表第1の4の項に掲げる溶鋳炉	1.00	0.85
12	別表第1の4の項に掲げる転炉及び平炉	0.85	0.80
13	別表第1の5の項に掲げる溶解炉のうちキュポラ	0.60	0.55
14	別表第1の5の項に掲げる溶解炉（前項に掲げるものを除く。）	0.90	0.85
15	別表第1の6の項に掲げる加熱炉のうち金属の圧延の用に供するもの	1.40	1.25
16	別表第1の6の項に掲げる加熱炉（前項に掲げるものを除く。）	1.00	0.90
17	別表第1の7の項に掲げる加熱炉	1.30	1.15
18	別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔	0.85	0.75
19	別表第1の9の項に掲げる燃焼炉	0.20	0.15
20	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉	3.50	2.50
21	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	2.90	2.05
22	別表第1の10の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	2.60	2.05
23	別表第1の10の項に掲げる焼成炉（前3項に掲げるものを除く。）	1.40	1.25
24	別表第1の10の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維の製造の用に供するもの	4.60	3.20
25	別表第1の10の項に掲げる溶融炉のうちガラスの製造の用に供するもの（前項に掲げるものを除く。）	2.10	1.50
26	別表第1の10の項に掲げる溶融炉（前2項に掲げるものを除く。）	1.20	1.00
27	別表第1の11の項に掲げる反応炉及び直火炉	1.00	0.85
28	別表第1の12の項に掲げる乾燥炉	1.10	1.00
29	別表第1の13の項に掲げる電気炉	0.95	0.90
30	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち都市ゴミの焼却の用に供するもの	0.70	0.40
31	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち昭和54年1月31日以前に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.95	—
32	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち昭和54年2月1日以後に設置された下水汚泥の焼却の用に供するもの	0.60	0.50
33	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち一般廃棄物を焼却するもの（30の項から32の項までに掲げるものを除く。）	1.00	0.95
34	別表第1の14の項に掲げる廃棄物焼却炉（30の項から33の項までに掲げるものを除く。）	0.90	0.85
35	別表第1の15の項に掲げる付着油の処理施設	1.00	0.85

36	別表第1の16の項に掲げる <sup>ばい</sup> 焙焼炉、焼結炉、溶鋇炉及び転炉	0.85	0.80
37	別表第1の16の項に掲げる溶解炉及び乾燥炉	1.00	0.80
38	別表第1の17の項に掲げる乾燥施設	1.00	0.80
39	別表第1の18の項に掲げる反応炉	1.00	0.80
40	別表第1の19の項に掲げる塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設	1.00	0.90
41	別表第1の20の項に掲げる焼成炉	1.30	1.05
42	別表第1の20の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
43	別表第1の21の項に掲げる乾燥炉	1.00	0.80
44	別表第1の21の項に掲げる焼成炉	1.30	1.05
45	別表第1の22の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
46	別表第1の23の項に掲げる溶解炉	1.00	0.80
47	別表第1の24の項に掲げる溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	1.00	0.80
48	別表第1の25の項に掲げる熱処理施設	1.00	0.80
49	別表第1の26の項に掲げる吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	1.00	0.90
50	別表第1の27の項に掲げるコークス炉のうちオートー型のもの	3.00	2.40
51	別表第1の27の項に掲げるコークス炉（前項に掲げるものを除く。）	1.40	1.20
52	別表第1の28の項に掲げるガスタービンのうち定格出力が1,000キロワット以上のもの	2.10	1.00
53	別表第1の28の項に掲げるガスタービンのうち定格出力が1,000キロワット未満のもの	2.10	1.30
54	別表第1の29の項に掲げるディーゼル機関のうち定格出力が500キロワット以上のもの	10.5	3.00
55	別表第1の29の項に掲げるディーゼル機関のうち定格出力が500キロワット未満のもの	13.4	3.60
56	別表第1の30の項に掲げるガスエンジンのうち定格出力が120キロワット以上のもの	3.00	1.40
57	別表第1の30の項に掲げるガスエンジンのうち定格出力が120キロワット未満のもの	4.50	2.10
58	別表第1の31の項に掲げる加熱炉	1.10	0.90
備考			
1 この附表の第3欄及び第4欄に掲げる数値にかかわらず、主たる熱源が電気であるものにあつては、第3欄の値は1.00と、第4欄の値は0.95とする。			
2 この附表の第4欄に掲げる数値にかかわらず、54の項から57の項までに掲げる施設のうち平成元年10月1日から平成3年3月31日までの間に設置されたものにあつては、54の項にあつては3.70、55の項にあつては6.80、56の項にあつては2.20、57の項にあつては3.70とする。			

別表第6（第19条第2項関係） 大気汚染物質の測定頻度及び方法

窒素酸化物排出 施設の区分		測定 頻度	測 定 方 法			
			窒素酸化物濃度	残存酸素濃度	温 度	排出ガス量
1	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量（温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの湿り排出ガスの最大量をいう。以下この表において同じ。）が毎時20,000立方メートル以上の窒素酸化物排出施設（第4の項に掲げる施設を除く。）	常時	日本産業規格B7982の項に定める自動計測器を使用して、日本産業規格K0104の項に定める方法のうち、連続分析法による。ただし、1年に2回以上、フェノールジスルホン酸法と同時の測定を行い、計測器の指示値の確認を行うこととする。	日本産業規格B7983の項に定める自動計測器を使用して測定する。ただし、1年に2回以上、オルザットガス分析法と同時の測定を行い、計測器の指示値の確認を行うこととする。	日本産業規格Z8808の項に定める方法又はこれと同等の測定値が得られる温度測定法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法又はこれと同等の測定値が得られる排出ガス量測定方法による。ただし、排出ガスを燃料の燃焼計算により算定できると認められる施設にあつては、日本産業規格Z8762-1の項からZ8762-4の項までに定める方法又は計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第5号イ(3)から(6)までに規定する積算体積計により燃料使用量を測定することにより、排出ガス量の測定とみなすことができる。
2	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時20,000立方メートル未満の窒素酸化物排出施設（次項及び第4の項に掲げる施設を除く。）	年に2回以上	日本産業規格K0104の項に定める方法による。	オルザットガス分析法又はこれと同等の測定値が得られる酸素濃度分析法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法による。	日本産業規格Z8808の項に定める方法による。

3	当該施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時20,000立方メートル未満であり、1年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が6月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が6月以上の窒素酸化物排出施設	年に1回以上				
4	燃料電池用改質器	5年に1回以上				

別表第7（第23条関係） 騒音発生施設

1 金属加工機械

- (1) 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
- (2) 製管機械
- (3) ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- (4) 液圧プレス
- (5) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
- (6) せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
- (7) 鍛造機
- (8) ワイヤフォーミングマシン
- (9) ブラスト
- (10) タンブラー
- (11) 研磨機（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
- (12) 目立機（原動機を用いるものに限る。）
- (13) 平削盤（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
- (14) 高速切断機

2 圧縮機（騒音規制法施行令（昭和43年政令第324号）別表第1第2号の一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）及び冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

4 織機（原動機を用いるものに限る。）

5 建設用資材製造機械

- (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
- (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）

6 穀物用製粉機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

7 木材加工機械

- (1) ドラムバーカー
- (2) チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (3) 碎木機
- (4) 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (5) 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
- (6) かんな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）

8 抄紙機

9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

- 10 合成樹脂用射出成形機
- 11 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
- 12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（最高出力が 37.3 キロワット以上のものに限る。）
- 13 送風機及び排風機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- 14 走行クレーン
  - (1) 門型走行クレーン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
  - (2) 天井走行クレーン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 15 洗びん機（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 16 真空ポンプ（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）

別表第 8（第 24 条関係） 振動発生施設

- 1 金属加工機械
  - (1) 液圧プレス
  - (2) 機械プレス
  - (3) せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）
  - (4) 鍛造機
  - (5) ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
- 2 圧縮機（振動規制法施行令（昭和 51 年政令第 280 号）別表第 1 第 2 号の一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）及び冷凍機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
- 3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 4 織機（原動機を用いるものに限る。）
- 5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）
- 6 木材加工機械
  - (1) ドラムバーカー
  - (2) チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
- 7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
- 8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）
- 9 合成樹脂用射出成形機
- 10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）
- 11 穀物用製粉機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
- 12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン（最高出力が 37.3 キロワット以上のものに限る。）

る。)

13 送風機及び排風機 (原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。)

別表第9（第25条関係） 騒音の規制基準

1

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前6時から午前8時まで 午後 7 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌 日の午前6時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	75 デシベル	70 デシベル
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

- 前項の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、同表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、1の項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

備考

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう（別表第10、別表第14の付表、別表第16及び別表第17において同じ。）。
- デシベルとは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう（別表第14の1の項及び別表第15から別表第17までにおいて同じ。）。
- 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いること

とする（別表第 14 及び別表第 17 において同じ。）。

4 騒音の測定方法は、当分の間、日本産業規格 Z 8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする（別表第 14 及び別表第 17 において同じ。）。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 10（第 25 条関係） 振動の規制基準

1

時間の区分 地域の区分	昼 間	夜 間
	午前7時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前7時まで
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域	65 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
工業地域	70 デシベル	65 デシベル
工業専用地域	75 デシベル	70 デシベル
その他の地域	65 デシベル	60 デシベル

- 2 工業地域又は工業専用地域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、前項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする。
- 3 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ50メートルの範囲内における基準は、1の項の表に掲げるそれぞれの値から5デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう（別表第14の2の項において同じ。）。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする（別表第14において同じ。）。
- 3 振動の測定方法は、次のとおりとする（別表第14において同じ。）。
  - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
    - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
    - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
    - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
  - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合

は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補 正 値
3 デシベル	3 デシベル
4 デシベル 5 デシベル	2 デシベル
6 デシベル 7 デシベル 8 デシベル 9 デシベル	1 デシベル

4 振動レベルの決定は、次のとおりとする（別表第 14 において同じ。）。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 11 (第 33 条関係) 小規模騒音発生施設等

- 1 圧縮機及び冷凍機 (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。)
- 2 送風機及び排風機 (原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。)

別表第 12 (第 34 条関係) 騒音特定建設作業

- 1 くい打機 (もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業 (くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 空気圧縮機 (電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。) を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- 5 コンクリートプラント (混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。) 又はアスファルトプラント (混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。) を設けて行う作業 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- 6 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業
- 7 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業
- 8 コンクリートカッターを使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 9 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械 (これらに類する機械にあつては原動機として最高出力 74.6 キロワット以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。) を用いる作業
- 10 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業

別表第 13 (第 34 条関係) 振動特定建設作業

- 1 くい打機 (もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい打くい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く。) を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破砕機を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)
- 4 ブレーカー (手持式のものを除く。) を使用する作業 (作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。)

別表第 14 (第 36 条関係) 特定建設作業に係る改善勧告等の基準

- 1 騒音特定建設作業の騒音が、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線において、85 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 2 振動特定建設作業の振動が、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75 デシベルを超える大きさのものでないこと。
- 3 騒音特定建設作業の騒音又は振動特定建設作業の振動（以下この表において「騒音等」という。）が、付表の 1 の項及び 3 の項に掲げる区域にあつては午後 7 時から翌日の午前 7 時までの時間、付表の 2 の項に掲げる区域にあつては午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間（以下この項においてこれらの時間を「夜間」という。）において行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
  - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
  - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に夜間において当該作業を行う必要がある場合
  - (4) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 34 条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 35 条の規定に基づく協議において当該作業を夜間に行うべきこととされた場合
  - (5) 道路交通法第 77 条第 3 項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該作業を夜間に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第 80 条第 1 項の規定に基づく協議において当該作業を夜間に行うべきこととされた場合
- 4 騒音等が、当該作業の場所において、付表の 1 の項及び 3 の項に掲げる区域にあつては 1 日 10 時間、付表の 2 の項に掲げる区域にあつては 1 日 14 時間を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
  - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
- 5 騒音等が、作業の全部又は一部に係る期間が当該作業の場所において連続して 6 日を超えて行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
  - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
- 6 騒音等が、日曜日その他の休日に行われる作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該騒音等は、この限りでないこと。
  - (1) 災害その他非常の事態の発生により当該作業を緊急に行う必要がある場合
  - (2) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該作業を行う必要がある場合
  - (3) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
  - (4) 電気事業法施行規則（平成 7 年通商産業省令第 77 号）第 1 条第 2 項第 1 号に規定する

変電所の変更の工事として行う作業であつて当該作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければ当該作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合

(5) 道路法第34条の規定に基づき、道路の占用の許可に当該作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第35条の規定に基づく協議において当該作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

(6) 道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路の使用の許可に当該作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合及び同法第80条第1項の規定に基づく協議において当該作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合

付表

1	(1) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (2) 学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域
2	工業地域（前項第2号に掲げる区域を除く。）
3	前2項に掲げる区域以外の地域（工業専用地域を除く。）

別表第 15（第 38 条関係） 航空機から機外に向けてする拡声機の使用に係る遵守事項

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 午後 5 時から翌日の午前 9 時（日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日にあつては、午前 9 時 30 分）までは拡声機を使用しないこと。            |
| 2 | 拡声機から発する音量は、原則として地上において 1 旋回平均 65 デシベル以下とすること。  |
| 3 | 第 37 条第 1 項各号に掲げる施設の上空においては拡声機を使用しないこと。ただし、拡声機から発する音量を地上において 60 デシベル以下にする場合は、この限りでない。 |
| 4 | 拡声機を使用する航空機の飛行高度は、約 400 メートルとすること。  |
| 5 | 拡声機を使用する航空機の同一地域の上空における旋回は、2 回までとし、その地域から他の地域へ移行するときは、拡声機の使用を 20 秒以上停止すること。           |
| 6 | 拡声機は、1 回使用するごとに 5 秒以上休止すること。  |

別表第 16（第 39 条第 2 項第 4 号関係） 拡声機の使用に係る音量の基準

地 域 の 区 分	基 準
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域	50 デシベル
第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70 デシベル
工業地域	75 デシベル
その他の地域（工業専用地域を除く。）	65 デシベル

別表第 17（第 40 条第 2 項関係） 飲食店営業等に係る騒音の基準

1

地 域 の 区 分	基 準
第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域	40 デシベル
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	50 デシベル
工業地域	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル
その他の地域	50 デシベル

2 前項の表に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域又はその他の地域内に所在する医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 50 メートルの区域内における基準は、同表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする。

3 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の当該接する境界線から当該工業地域又は工業専用地域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、1 の項の表に掲げるそれぞれの値から 5 デシベルを減じた値とする（前項の規定の適用を受ける区域を除く。）。

別表第 18 (第 52 条第 1 号関係) 土壌溶出量基準

特定有害物質の種類	土 壌 溶 出 量 基 準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン (以下「シマジン」という。)	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル (以下「チオベンカルブ」という。)	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラメチルチウラムジスルフィド (以下「チウラム」という。)	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
ポリ塩化ビフェニル (以下	検液中に検出されないこと。

「PCB」という。)	
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。別表第20において同じ。)	検液中に検出されないこと。

別表第19 (第52条第2号関係) 土壌含有量基準

特定有害物質の種類	土 壌 含 有 量 基 準
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム45ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロム250ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壌1キログラムにつき遊離シアン50ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1キログラムにつき水銀15ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレン150ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛150ミリグラム以下であること。
ひ 砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつきひ 砒素150ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素4,000ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素4,000ミリグラム以下であること。

別表第 20 (第 52 条第 3 号関係) 地下水基準

特定有害物質の種類	地 下 水 基 準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。
クロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。
シアン化合物	シアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、アルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	1 リットルにつき <sup>ひ</sup> 砒素 0.01 ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。
PCB	検出されないこと。
有機りん化合物	検出されないこと。

別表第 21 (第 59 条関係) 揚水規制基準

ストレーナーの位置	地表面下 10 メートル以浅であること。
揚水機の吐出口の断面積	19 平方センチメートル以下であること。
揚水機の原動機の定格出力	2.2 キロワット以下であること。
揚水設備を設置する工場等の揚水設備による 1 日当たりの総揚水量	350 立方メートル以下であること。